

議 事 日 程（第 四 号）

令和八年七月三日（金） 午前十時開議

- 第一 議第七十三号から議第八十四号まで
- 第二 県議第七号
- 第三 請願第四十二号及び請願第四十三号
- 第四 一般質問

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- 一 日程第一 議第七十三号から議第八十四号まで
- 一 日程第二 県議第七号
- 一 日程第三 請願第四十二号及び請願第四十三号

出席議員

四十五人

十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	三番	二番	一番
伊藤英生君	中川裕子君	森治久君	黒田芳弘君	牧田秀憲君	今井瑠々君	和田直也君	長谷川泰幸君	平野恭子君	判治康信君	辻井俊貴君	木村千秋君

第四号

七月三日

十四番
十五番
十六番
十七番
十八番
十九番
二十番
二十一番
二十二番
二十三番
二十四番
二十六番
二十七番
二十八番
二十九番
三十番
三十一番
三十二番

田 高 長 国 布 水 酒 広 恩 安 藤 今 所 平 小 森 山 澄

中 殿 屋 枝 俣 野 向 瀬 田 井 本 井 野 川 内 川

勝 光 慎 正 吉 佳 恵 政 竜 祐 祐 益 房 寿
太

士尚征郎也近薰修幸忠司嘉也也輝基壽之

君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

四十八番	四十七番	四十六番	四十五番	四十四番	四十三番	四十一番	四十番	三十九番	三十八番	三十七番	三十六番	三十五番	三十四番	三十三番
猫田	岩井	尾藤	村下	森	佐藤	平岩	伊藤	川上	伊藤	渡辺	野島	水野	小原	松岡
	豊孝	義昭	貴夫	正弘	武彦	正光	秀光	哲也	正博	嘉山	征夫	正敏		正人
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君



職務のため出席した事務局職員の職氏名

事	総	議	議	同	同	同	同	同	同
務	務	事	事	課	係	課	課	課	主
局	課	調	調	長	長	長	長	長	査
長	長	査	査	補	補	補	補	補	
梅	田	此	大	佐	市	加	堀	堀	
本	中	島	平	藤	橋	藤	部	部	
雅	由	祐	洋	由		純	貴	貴	
史	美	司	右	子	晃	一	子	子	

説明のため出席した者の職氏名

知	副								
事	事								
江	足								
崎	立								
禎	葉								
英	子								
君	君								

会 計 管 理 者	工 藤	由 理 香
理 事（まちづくり担当）	野 崎	眞 司
知 事 公 室 長	松 本	順 志
総 務 部 長	平 野	孝 之
総 合 企 画 部 長	兼 松	伸 和
総合企画部未来創成局長	保 科	実 君
危 機 管 理 部 長	海 蔵	敏 晃
環境エネルギー生活部長	田 口	博 史
健 康 福 祉 部 長	中 西	浩 之
子 ども ・ 女 性 部 長	桑 田	善 晴
商 工 労 働 部 長	小 島	光 則
観光文化スポーツ部長	渡 辺	幸 司
農 政 部 長	堀	智 考
林 政 部 長	長 谷 川	雅 樹
県 土 整 備 部 長	藤 井	忠 直
都 市 建 築 部 長	飯 島	竜 二
都市建築部リニア未来都市局長	戸 田	克 稔
教 育 長	堀	貴 雄

警察本部長 三田豪士君
代表監査委員 鈴木祥一君
人事委員会事務局長 大野陽一君
労働委員会事務局長 廣瀬雅史君

七月三日午前十時開議

○議長（松岡正人君） ただいまから本日の会議を開きます。

+++++

○議長（松岡正人君） 日程第一から日程第三までを一括して議題といたします。

+++++

○議長（松岡正人君） 日程第四 一般質問を行います。あわせて議案に対する質疑を行います。
発言の通告がありますので、順次発言を許します。二十三番 恩田佳幸君。

(二十三番 恩田佳幸君登壇) (拍手)

○二十三番 (恩田佳幸君) 皆さん、おはようございます。

一般質問も最終日となりまして、朝一ですので、爽やかな質問からいきたいですが、ニホンザルについてお尋ねをさせていただきます。

一点目は、第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理・捕獲対策について、知事と農政部長にお尋ねをさせていただきます。

本県では、農林業被害の防止と生物多様性の保全を両立するため、ニホンザル及びニホンジカを対象にした第二種特定鳥獣管理計画を策定し、個体数管理や被害防除対策を進めてきました。しかし、現行計画の運用状況を見ますと、計画に掲げた目標と実際の実施体制との間で整理すべき点が幾つかあると見受けられます。

まず、ニホンザルについてお尋ねをいたします。

県は、現行計画に基づき、環境省ガイドラインのレベル四以上の二十六の群れ、千四百二十頭を令和九年度末までに半減をさせていくという計画・目標を掲げ、個体数調整捕獲等の事業費を計上し、計画的な群れ管理を進めてきました。しかし、現行計画の運用状況を見ると、ニホンザル対策について大きく四点の課題があると思受けられます。

一点目は、計画初年度から個体数調整捕獲が十分に実施されず、対策が後ろ倒しとなった点であります。計画策定時に予定されていた個体数調整捕獲は、計画公表直前に見送られ、初年度には対策が必要な十一市町中一市のみでしか実施がされませんでした。

ここで、お手元に配付されております資料を御覧いただければと思います。

令和五年度の目標捕獲数が未記入の二十一の群れは、個体数調整捕獲が実施されなかった群れであります。その結果、本来であれば計画期間を通じて継続的に実施されるべき対策が後ろ倒しとなつてしまい、目標達成に向けた取組が十分であつたのか検証していくべきだと思います。

二点目は、群れ単位で捕獲するための実施体制が十分でなかった点であります。

ここで個体数調整捕獲の方法について簡単に説明をします。多くの地域で成果が出ている方法として、大型おりわなを設置し、餌づけを行った上でおりの中に入ったニホンザルを群れ単位で捕獲する方法であります。この大型おりわなは、基本的には鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して設置するものですが、そもそも大型おりわなが設置されていない地域では、群れ単位で一定数を捕獲することが困難な状態であります。

現行計画の策定時点において、レベル四以上の群れの生息エリア内に大型おりわなが設置されていない群れは九群れました。

三点目は、群れごとの捕獲実績や効果が十分に見える化がされていない点であります。

レベル四以上の群れを半減させるという目標の下で始まった取組にもかかわらず、有害鳥獣捕獲及び個体数調整捕獲によつて捕獲されたニホンザルが、どの地域で捕獲され、おおよそどの群れに属するものなのかについても十分に集計がされてこられませんでした。また、県が目標としているレベル四以上の群れの半減についても、実際にどの地域のどの群れを対象にし、どの程度捕獲や群れ管理が行われているのか、その実績や効果が十分に見える形で整理・公表がされていないという状況でした。

計画開始から令和七年度末までの捕獲目標数の六百九十八頭に対し、捕獲実績は七百十五頭で、達成率は一〇二％となつており、捕獲実績だけを見れば目標や目的は達成しているかのように見受けられますが、実際に

は捕獲目標数には到底及ばない群れや、逆に捕獲目標数を大幅に上回り、計算上ではその群れにニホンザルが一頭も残っていない状況になるようなデータもあります。

ここで、お手元に配付してあります資料と、こちらのパネルを御覧いただきたいと思います。（資料を示す）

ちよつと小さ過ぎて誰も見えないかもしれませんが、この配付資料を集計したものがこの表になりまして、皆さんからすると、この左側赤枠の群れは、目標に對しまして捕獲数が二〇〇%以上を超える群れであります。

こちら、右側の緑の枠で囲つてある群れは、目標数に對しまして一〇%以下の捕獲状況の群れであります。ちなみに、一〇〇%以上達成した群れは、十五群れであります。

特定鳥獣管理計画は、単に捕獲頭数を積み上げるものではなく、どの群れをどう管理し、その結果、被害をどれだけ減少させたのかという成果こそ重要であります。そのため、群れごとの加害レベルや頭数、被害状況、捕獲実績、そして改善状況を継続的に把握し、対策につなげていくことが大切ではないでしょうか。

四点目は、捕獲目標、実績、予算、実施体制が十分に連動していない点であります。

個体数調整捕獲については、毎年三百二十四頭を捕獲するという目標が掲げられていますが、前年度の捕獲実績に應じて、次年度以降の目標や取組内容、予算を見直していくべきであります。これは後ほど申し上げます。ニホンザルについても同様ですが、現在、個体数調整捕獲に係る予算は、各市町村に對してどの程度捕獲できるかを調査した上で予算化をしているわけでありまして、しかし、本来計画で示した捕獲目標頭数の達成に向けて必要な予算を確保し、その上で市町村が十分に実施できないのであれば、実施体制を整えるための支援を

行っていくべきであります。

例えば、もう一回出しますけれども、こちらの皆さんにお配りしてあります山県G群という群れがあります。
(資料を示す)

こちらは令和五年度目標頭数が十二頭に対して、実際は一頭も捕れなかった。残りの令和六年度以降にこれを勘案し、目標頭数や取組というものを見直していく必要があります。そうしなければ、九年度末までにこの目標が達成できない状況となっております。

市町村ができる範囲だけで実施するという考え方では、目標頭数を達成できない市町村において、今後も個体数調整捕獲を十分に進めることも被害をなくすことも難しいのではないのでしょうか。

次に、ニホンジカについてであります。

県では、本年三月に計画を改定し、令和十二年度までに捕獲目標を年間一万五千頭から二万四千六百頭へと大幅に引き上げ、令和六年度の推定個体数十萬八千七十四頭、これは中央値でありますけれども、を約四萬五千頭まで調整していくという計画が掲げられております。これは、近年の個体数の増加や農林被害の深刻化を踏まえた判断であり、その方向性というものは十分に理解できますし、頑張っていたと思います。

しかし、ニホンジカの対策についても大きく三点の課題が考えられます。

一点目は、皆さんも御存じのとおり、捕獲目標の大幅な引上げをした一方で、予算が従来規模に据え置かれている点であります。捕獲目標を約一・六倍に引き上げた一方で、個体数調整捕獲に係る予算は、従来の年間の一萬五千頭規模に据え置かれています。もし、実際に必要な財源や体制が確保されていないのであれば、計画と予算との整合性が十分に図られているとは言い難い状況であります。

ニホンジカにおける第四期第二種特定鳥獣管理計画の策定検討委員会では、昨年の十二月から捕獲頭数を増やす検討が行われてきたと承知しております。そうであるのであれば、個体数調整捕獲に係る予算の確保についても併せて準備を進めていくべきでありました。

二点目は、市町村や猟友会の対応可能量を積み上げるだけでは、目標達成が難しい点であります。現在、鳥獣対策では、市町村や猟友会の皆さんの努力に依存する部分が大きい中で、捕獲従事者の高齢化や担い手不足も深刻化しています。

したがって、ニホンザルと同様に、市町村がどの程度捕獲できるかを積み上げるのではなく、計画で定めた捕獲目標頭数をどのような手順と体制で実現していくのか、そのプロセスを検討していくべきであります。

三点目は、年間目標に対して残る捕獲頭数をどのように達成するのか、またそのために必要な財源と捕獲従事者をどのように確保するのか、その道筋が明確ではない点であります。

令和七年の十二月に捕獲目標頭数を増やす方向性が固まったわけですが、今年度に入り、五月に改めて市町村に捕獲可能頭数を聴取しました。その結果、県下全域で新たに三千頭まで捕獲が可能であることが確認され、現在では二万一千頭まで捕獲できる現状と承知しております。しかし、残りの三千六百頭はどのように捕獲するのか、また予算は一万五千頭分しかないことから、残る九千六百頭分の財源をどのように確保するのが課題となります。

計画とは本来、実効性を伴うものでなければならず、目標だけ引き上げても必要な予算や人員、捕獲従事者の確保が伴わなければ、実際の成果につながりません。今後は、ICTやドローン、AI画像解析、自動撮影カメラなどの技術を活用し、まず群れの行動把握や生息状況の見える化を進めるとともに、捕獲の重点地域を

科学的に選定していく必要があると考えます。

今回、ニホンザルとニホンジカについて申し上げましたが、共通する課題は、各年度の実施結果が次年度以降の計画や予算に十分反映されていないこと、また市町村の対応可能範囲に合わせて予算を組むことで、計画上の目標達成が難しくなっている点であります。

特に、ニホンザルの現行計画は令和九年度が最終年度となることから、次期計画では各年度の実績を次年度以降に的確に反映させ、計画、予算、実施体制が連動した、より実効性のある仕組みへと見直す必要があると考えます。あわせて今、知事が進めておられます政策オリンピックですけれども、成果が見られる取組についても、次期計画にぜひ反映していただければと思います。

そこで、二点お尋ねをいたします。

まず、知事にお尋ねをいたします。ニホンザルの次期計画の策定に当たり、群れごとの管理状況の見える化や科学的なデータに基づく個体数管理、さらには年度ごとの実績に応じた次年度以降の計画と予算を連動させた実効性のある管理体制の構築に加え、政策オリンピックの事例をどのように反映していくのか、お尋ねをいたします。

次に、農政部長にお尋ねをいたします。ニホンジカについて、年間二万四千六百頭の捕獲目標を確実に達成するための予算措置及び実施体制をどのように整備していくのか、お聞かせください。

ここでニホンザルとニホンジカの質問は終わらせていただきますが、次に、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の継承に向けた長良川流域全体での河川水温上昇への対応についてお尋ねをいたします。

長良川は、源流から河口に至るまでの人々の暮らしや産業、文化と深く結びつきながら育まれてきた本県を

代表する清流であります。また、その流域で育まれた天然のアユをはじめとする豊かな生態系、そして人々の暮らしや文化と川の関わりは、平成二十七年に世界農業遺産「清流長良川の鮎」として認定されるなど、国内外から高い評価を受けてきました。

この世界農業遺産として評価された長良川システムとは、清流、アユ、人々の暮らしや文化、そして漁業資源が相互に関わり合いながら成り立ってきた長良川流域ならではの里川のシステムであります。現在、県や流域の自治体、関係団体で構成される世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会では、令和六年度から令和十年度までを計画期間とする、第三期の世界農業遺産保全計画に基づき、「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承に向けた取組を進めていただいております。

しかしながら、この長良川システムを将来にわたって守り、引き継いでいく上で、近年特に大きな課題となっているのが、地球温暖化に伴う河川環境の変化であります。

岐阜大学環境社会共生体研究センターの原田守啓教授らの研究によれば、長良川では河川水温の上昇により、夏季の渇水時にアユの生息域が制限される現象が確認されています。また、秋季の高水温化によって、アユが産卵のために川を下る行動がこれまでよりもおよそ一か月遅れていることも明らかになっています。さらに、水温が二十六度を超えると、アユが中流域から上流域や支流へ移動する傾向も確認がされております。これまでの長良川の生態系そのものが変化しつつあることが指摘をされております。

こうした温暖化の影響により、アユの産卵時期が遅れていることを受け、県が漁業規則の見直しを検討していることについては、昨年の九月議会において知事からも答弁がなされました。これは単なる漁業だけの問題ではなく、長良川流域全体の自然環境や生物多様性、さらには鵜飼文化や観光資源にも影響を及ぼす極めて

重要な課題であります。

また、河川水温の上昇は、アユだけではなく、冷水性魚類でありますアマゴやイワナの生息環境や、さらには藻類の異常繁殖や生態系バランスの変化など、長良川の河川環境全体に影響を及ぼすこともあります。

その中で私が特に注目しているのが、長良川を支える支流の存在であります。神崎川や田原川、武儀川など長良川を支える支流の中には、豊富な伏流水や湧水などにより、夏季でも比較的低い水温を保つ場所があります。岐阜大学と岐阜県水産研究所による研究では、長良川の支流から流れ込む冷たい水が本川の水温上昇を緩和し、アユをはじめとする水生生物の避難場所として重要な役割を果たしていることが示されています。また、近年の研究では、夏場の本川から支流へ移動するアユの存在も確認がされています。

つまり、これらの支流は、高水温化が進む長良川において、生き物の生息環境を支える天然の冷却装置ともいべき重要な環境資源であります。

そして、その冷たい水を育んでいるのが流域の森林であります。森林は雨水を蓄え、地下へ浸透させ、伏流水や湧水を育むとともに、河川水温の上昇を抑制する重要な機能を担っています。特に、河川沿いの河畔林や溪流沿いの溪畔林は、水面に木陰をつくり、水温の上昇を抑えるとともに、落ち葉や昆虫などを通じて水生生物の生息環境を支える役割を果たしています。

このように考えますと、河川水温の上昇に対応するためには、川の中だけを見るのではなく、その水を育む森林や支流、湧水環境まで含めて捉えることが重要であります。

一方で、近年、森林所有者の高齢化や担い手不足により、十分な管理が行き届いていない森林も増えています。しかし、こうした水源林は、長良川流域の環境を支える重要な社会基盤でもあります。

県では、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した森林整備を進めておりますが、今後は長良川流域の水涵養機能や気候変動への適応という観点も踏まえ、水源林の整備をより戦略的に進めていく必要があると考えます。また、魚類の生息環境を守る上では、河畔林や溪畔林の保全に加え、魚つき保安林の保全や活用、必要に応じた指定拡大についても検討していくことが重要ではないでしょうか。

第三期世界農業遺産保全計画において、アユ資源の確保に加え、森林の育成や水資源管理、川を守る活動、生物多様性の保全などが位置づけられており、「清流長良川の鮎」の継承には、アユを育む水環境や森林を含め流域全体を一体的に守る視点が重要であると考えます。

したがって、河川水温の上昇に対応していくためには、長良川本川だけに着目するのではなく、支流、湧水、河畔林、溪畔林、そしてその源となる森林を含めた流域全体を一体的に捉える視点が必要であります。

そこで、農政部長にお尋ねをいたします。世界農業遺産「清流長良川の鮎」を次世代に継承していくために、長良川流域全体で河川水温上昇への対応をどのように進めていくのか、お尋ねをいたします。

最後の質問に入ります。

最後は、がらつと話は変わりますが、子供の可能性を引き出す褒めて育てる教育の推進について、教育長にお尋ねをいたします。

私は、地域の子供たちと接する中で、学力や運動能力を伸ばすことはもちろん大切ではあると思っておりますが、それ以上に、自分ではできる、やってみようと思える自己肯定感や、失敗を恐れず挑戦する意欲を育むことが、これからの時代を生きる子供たちに必要ではないかと感じております。

一方で、近年の学校現場に目を向けますと、不登校児童・生徒の増加や学習意欲の低下、友人関係のトラブル

ルなど、様々な課題も指摘をされております。また、家庭においても、核家族化や共働き世帯の増加などによって、子供を取り巻く環境、また子供が親であつたり、親以外の大人と接する機会が少なくなっているのではないかと感じております。

こうした状況の中で、子供たちが安心して学び、挑戦し、自分の可能性を伸ばしていくためには、学校と家庭が一体となつて子供のよさや努力を認め、前向きな行動を支えていく関わりがこれまで以上に求められるのではないのでしょうか。

そこで私は、子供を褒めて育てる教育を学校と家庭で一体となつて推進していく必要があると考えます。ここで申し上げている「褒める」とは、単に甘やかすことではありません。子供のよい行動や努力、挑戦する姿勢を具体的に認め、その行動を増やしていく教育的なアプローチが必要だということです。

この考え方の理論的な背景の一つとして、特別支援教育や学校における行動支援の分野で活用が進められてきました応用行動分析学やポジティブ行動支援があります。応用行動分析学では、人の行動を行動の前にあるきっかけ、実際の行動、そしてその行動の後に生じる結果との関係の中で捉えられています。そして、望ましい行動の直後に本人にとって好ましい結果が得られると、その行動は繰り返されやすくなると考えられています。

つまり、子供が望ましい行動を取ったときに、大人がその行動を見逃さずに具体的に認めることによって、子供はその行動には意味がある、またやってみようと感じることができます。これは、子供の自己肯定感や主体的な行動を育む上で大変重要な視点であると考えます。

また、岐阜大学大学院教育学研究科の平澤紀子教授は、ポジティブ行動支援や行動問題、機能的アセスメン

ト等の研究を通じて、子供の問題行動だけに注目するのではなく、できたことや努力したことに着目し、適切に認めることで望ましい行動を選択できるよう支援することが重要であると示しています。

私は、この考え方は特別支援教育に限らず、全ての子供たちの教育において大切な視点だと感じております。例えば授業中に発言できたことを認める、友達に優しく接したことを評価する、失敗しても挑戦したことを褒める、係活動や清掃活動に取り組む姿を認める、宿題や自主学習への努力を認める。こうした一つ一つの関わりは決して特別なものではありません。しかし、その積み重ねによって、子供たちは、自分のことを見てくれる、認められた、自分にもできるという成功体験を得ることができます。

また、このような取組は学校だけで完結するものではありません。家庭においても同様に、結果だけではなく努力や過程を認める関わりを重ねていくことで、子供はより安心して挑戦できるようになります。応用行動分析学やポジティブ行動支援の考え方においても、学校だけでなく家庭も含む生活環境の中で支援に関わる大人が共通の視点を持ち、望ましい行動を具体的に認めることが重要とされています。

私は、岐阜県が進める人づくりにおいて、子供たちが学校生活の中で、楽しい、また挑戦したいと感じられる環境づくりが極めて重要だと感じております。学力の向上はもちろん大切ですが、その前提として、子供たちが学校へ行くことを楽しみにし、自ら学びに向かう意欲を育むことが重要ではないでしょうか。

私の子供も小学校に入学して二か月余りたつわけでありますが、毎日楽しいと言いながら学校に行っておりす。今日はサランカホールに見学に行っているそうです。

その中で、先般、授業参観に行かせていただきました。学校で家庭教育学級に参加をさせていただきました。その際、褒めることを通じた子供の心や行動、親子の関わり方について学ぶ機会がありました。その中で、褒

めることの大切さは理解していても、褒めるタイミングや言葉のかけ方によって、子供の受け止め方は大きく変わることを改めて実感させていただきました。

例えば子供が計算ドリル終わったよと言ったときに、よく頑張ったねなどの声をかけることはよくあると思います。その際に、つい次も頑張つてなどの声をかけがちではありますが、このとき子供は十分に褒められていない、次の行動を求められたと感じてしまう場合があるとのことです。私たち大人は、子供の実態や心情に寄り添い、その子に合った褒め方をすることが大切だとのことです。そして、多くの保護者は、その大切さは分かっている、慌ただしい日常の中でついついおろそかになってしまっています。

こうしたときに、例えば県のSNS等で家庭教育の内容やポイントを発信することで、保護者が忙しい日常生活の中でも、子供への接し方が厳しくついいついついおろそかになってしまいうときに、改めて思い返すきっかけになるのではないのでしょうか。

先生方や私たち親の褒め方によって、子供にとって学校が楽しい場所となり、授業や運動等にも前向きに取り組むことができます。そして、その主体的に取り組むことが結果にも結びついていくわけがあります。この質問が、多くの保護者の方々や先生方が行動に移すきっかけになれば幸いです。

そこで、教育長にお尋ねをいたします。県教育委員会として、この応用行動分析学やポジティブ行動支援の考え方を参考にしながら、子供たちのよい行動や挑戦を積極的に認める、褒めて育てる教育を学校現場にさらに広げていくお考えについてお尋ねをいたします。

また、学校だけではなく、家庭とも連携しながら、子供たちが学ぶことや挑戦することを楽しいと感じられる教育環境づくりをどのように進めていけるのか、教育長のお考えをお尋ねいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。そんなに褒められて育っていませんので、ぜひ温かい御答弁をいただけるとうれしいです。皆さん、御清聴ありがとうございました。

(拍 手)

○議長（松岡正人君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 皆様、おはようございます。

鳥獣害対策でございますが、これは私が知事として最も取り組みたいと思っていたテーマの一つでございます。私自身、長年にわたってニホンザルの被害に悩まされてきた者であるとともに、その対策の難しさを痛感している一人でございます。

そこで、私には、ニホンザルの次期計画における実効性ある管理体制の構築について御質問いただいたところでございます。

まずニホンザルの管理計画でございますが、これは令和五年度に策定をし、出没頻度、人への反応や集落への加害状況などを基に判定される加害レベルの高い二十六の群れの個体数を半減させることを目標とした計画でございます。ただし、ニホンザルはもちろん、野生鳥獣害対策につきましては、個体数を管理することも重要でございますが、最終的には人と野生動物とのすみ分けを行い、農業被害や生活環境被害、人身に被害を出させないことが重要であり、個体数管理はあくまで間接的な目標の手段の一つとして認識しております。したがって、計画どおりに半減させたとしても被害がなくなるわけではありません。ただ、その上で計画の実効性について御指摘をいただいておりますので、この点についてきちっとお答えをしたいと思います。

まず議員からは、現行の管理計画について対策が後ろ倒しになっている状況に鑑みまして、捕獲したニホンザルがどの地域のどの群れに属していたのかについて分析が十分行われていないこと、そして、捕獲実績を集計した数値が公表されていないこと、捕獲計画と実績を踏まえた予算配分がなされていないことが課題であるとの御指摘をいただきましたので、それぞれ現状と対応について丁寧にお答えしたいと思います。

まず群れごとの分析についてでございますけれども、令和五年度から令和七年度までの捕獲実績を調査し、これまで二十六の群れのうち十五の群れで目標数を満たしているということを確認しております。これは御指摘いただいたところですが、残る十一の群れについても、今後、毎年度の捕獲実績を確認してまいります。

次に、捕獲実績の集計・公表について、今月中にも市町村別に群れごとの実績を県ホームページで公開いたします。また、捕獲の実施主体となる市町村と迅速な情報収集に向けた改善策について意見交換を行ってまいります。

同様に、次期計画策定に向けましても、群れごとの捕獲実績を市町村別に詳細に集計・公開し、群れごとの管理状況の見える化を行います。また、個体数調査に当たりましては、従来の集落アンケート調査に加えまして、県野生動物管理推進センターが収集しております野生動物の分布データを新たに活用することで、適切な個体数管理につなげてまいります。

さらに、現在、政策オリンピックで実施を進めておりますGPSによる群れの行動分析や、効果的な餌づけによる大型捕獲おりへの誘引、さらには地域住民と学生の協働による追い払い活動など、被害防除対策の成果も加味した上で、管理計画を設定してまいります。

最後に、捕獲実績に基づく予算配分でございますけれども、あるいは計画と予算を連動させた実効性ある管

理体制についてでございますけれども、冒頭に申し上げましたとおり、鳥獣害対策の主目的は、あくまで県民生活に被害を及ぼさないことであり、個体数の捕獲目標の達成はその間接目標であるため、まずは追い払いやすみ分けなど、県民の安全・安心のための効果的かつ直接的な対策に重点的に予算を振り向けてまいりたいと思っております。その上で、管理計画の目標達成状況を確認して対応してまいりたいと考えております。

○議長（松岡正人君） 農政部長 堀 智考君。

〔農政部長 堀 智考君登壇〕

○農政部長（堀 智考君） いただきました二点の質問のうち、最初に、ニホンジカの捕獲目標の達成に向けた予算措置及び実施体制についてお答えいたします。

先ほど知事のほうからも申し上げましたように、野生鳥獣対策は、人と野生動物とのすみ分けを行い、農作物や生活環境、人への被害を出さない対策を進めていくことが最も重要であります。鹿につきましては、生息数の増加に伴いまして農業被害が増えているということでございますので、捕獲圧を高めていくことが必要というふうに考えております。

このため、今年度は、国の交付金等を活用した市町村等によります捕獲活動や、県によります広域捕獲に加え、新たにジビエ用の狩猟捕獲に対する支援制度を創設し、捕獲頭数の増加に努めてまいります。また、ICTを活用した遠隔監視によります効率的な捕獲やドローンによる追い込み猟など、省力的で効果的な捕獲方法を実施し、県内各地での導入を促進してまいります。

さらに、地域住民や市町村、JA職員などによりますわな猟免許取得等への支援も行いながら、狩猟者を育成することによりまして、段階的に捕獲数を引き上げながら必要な体制と財源の確保に努めてまいります。

一方で、防護柵の設置や草刈りなど、鹿が定着しにくい環境整備も併せて推進するなど、捕獲と防護を合わせた総合的な対策を進めてまいります。

続きまして、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の継承に向けた長良川流域全体での河川水温上昇への対応についてお答えいたします。

河川水温の上昇は、魚の成長を早める効果がある反面、適水温を超えると魚が生息できなくなるおそれがあるため、温暖化を逆手にとって漁獲量を増加させる適応策と、水温上昇の緩和策の両面から対策を進めてまいります。

適応策につきましては、春の水温上昇によりまして稚アユを放流できる時期が早まっていることから、県魚苗センターにおいて稚アユ生産の前倒しを図るとともに、従来より早い三月から漁業協同組合が稚アユの放流を始められるよう支援してまいります。

次に、緩和策といたしましては、各支流の流量を確保し、水温を低く保つことが重要となります。そのため、流量の確保につきましては、水源林や溪畔林等におきます間伐を推進するとともに、針広混交林化の施業技術確立するためのモデル事業を実施し、森林の保水力を高めてまいります。また、水面に木陰をつくり、水温上昇を抑える効果が期待できる森林におきましては、魚つき保安林の指定など、魚が生息しやすい環境を保全し、流域全体として河川水温の上昇への対応に取り組んでまいります。

○議長（松岡正人君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 恩田議員からは、いつも思いの籠もった質問をいただき、ありがとうございます。褒

めているつもりです。

それでは、子供の可能性を引き出す、褒めて育てる教育をどのように進めていくのか、私の所見を述べさせていただきますというふうに思います。

私が教壇に立っていたときには、高校ですけれども、生徒に高い目標を掲げ、それに向かって努力を促し、達成できれば、さらに高い目標に向かうよう後押しをしていました。それから、教頭になって数年後ですが、再び教壇に立ったとき、その学校では達成項目があるたびに、生徒の行動が認められたことを可視化するためにスタンプカードを利用していました。これは褒めるためのとても大切なアイテムでした。この経験から、自分が教員としていかに褒めることが苦手であったのかを実感し、人を褒め、認め、認められる、そうした場面を学校でつくることが大変大切だと改めて感じたところです。

県教育委員会では、小・中学校の教師向けに作成している指導改善資料の中で、小さな成功体験を積み重ね、努力や成長を認めることを重んじています。また、異学年による学び合いでは、下の学年の児童・生徒に教えることで、頼られる喜びや自己肯定感が生まれることが期待されています。

もう一つ申し上げますと、先ほど議員からありましたサラマンカホールでの今日の体験ですが、本日は昼から世界的なピアノリストによる小・中学生向けのリサイタルを行っています。そこで、その演奏家がよく子供たちに申されるのは、つまらなかつたら騒いでもいいのよ。自然体で聞いてねといった言葉です。決して、無理やり静かにして聞かそうとしない。そうした企画を、県教育委員会とサラマンカホールが一緒になって行っています。これも、褒める教育につながるものだと私は思っております。

今後は、県公式SNSなどを活用して、こうした取組の成果を保護者と共有することで、家庭でもそうした

実践がなされることになるよう、高等学校や特別支援学校にも展開することで、全ての子供たちにとって褒められる場を創出していきたいというふうに思っております。

○議長（松岡正人君） 二十三番 恩田佳幸君。

〔二十三番 恩田佳幸君登壇〕

○二十三番（恩田佳幸君） それぞれ御答弁いただきまして、ありがとうございました。

農政部長に再度お尋ねをさせていただきます。

その前に、ちょっと知事に。私も全く同じ考え方で、被害がなくなる、とりわけ特に人への被害というものはなくしていかなければならないですし、人への被害をなくすために、環境省のガイドラインでレベル四以上の群れを対策していくということで決められております。

実際に、この……。〔資料を示す〕知事に再質問じゃないので。

例えば山県のＡ群、これは二〇〇％達成されているんですが、そこに住む人たちは被害が減少したという感覚はないという状況です。これは令和九年度末までにこういう目標設定を立てていますけれども、目標達成をすることよりも、実際に被害を減少させることが大切ですので、例えば次の計画でレベル四以上の群れをどれだけ削減させていくのか、頭数ではなく、この二十六の群れをレベル四以下にしていくな、そういう目標設定とかも大切ではないかなと思います。再質問に入らせていただきますが、農政部長、いろいろ御答弁いただきました。ありがとうございます。

一点だけ、ニホンジカは段階的に捕獲を引き上げていくことでありますけれども、これは計画年度がスタートしたわけでありまして、いつまでにどういう段階で引き上げていって、この最終的な令和十二年度

末までの目標を達成することができるのか、目標を達成した先にある効果を出せるのかということを再度質問させていただきます。

○議長（松岡正人君） 農政部長 堀 智考君。

〔農政部長 堀 智考君登壇〕

○農政部長（堀 智考君） 恩田議員からは、いつまでにどのような形で達成できるかという再質問をいただきました。

捕獲目標の達成に向けては、達成目標の最終年度までに達成を目指したいということですが、予算措置に合わせまして、先ほども申し上げましたように、実施体制の確保は非常に大事だということふうに考えております。

ニホンジカにつきましては、令和二年度に二万頭捕獲したという実績もございますので、現在も同程度の捕獲能力はあるというふうに考えております。一方で、昨今、ツキノワグマ等の問題も出てきておりまして、これまで以上の頭数捕獲には、まず狩猟者自体の育成や体制をつくっていかないと、それに対して目標を達成できないというふうに考えております。

そのために、先ほども申し上げましたように、段階的にその体制もつくりながら、財源も確保しながら、最終年度に向けてしっかりと体制を取っていきたいと思います。

あわせて、捕獲対策以外という形でも、実は防護柵を非常に充実させております。その防護柵も踏まえながら、私どもとしては、最終的には農業被害をいかに抑えるかということを目指と考えておりますので、そうした総合的な対策にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（松岡正人君） 八番 今井瑠々君。

（八番 今井瑠々君登壇）（拍手）

○八番（今井瑠々君） 議長にお許しをいただきましたので、私からは二点御質問させていただきます。

今日は、岐阜市内は三十二度まで気温が上がるそうです。暑さに負けない熱い気持ちで頑張ります。どうぞよろしくお願いいたします。

では、まず一点目、県内の歯科技工士及び歯科技工所の実態把握と人材確保に向けた歯科技工所への支援及び県立衛生専門学校における養成環境の充実について、健康福祉部長にお尋ねいたします。

歯科技工士は、歯科医師の指示の下、義歯、クラウン、ブリッジ、矯正装置など患者の一人一人の口腔内の状態に合わせた歯科技工物を製作・修理する国家資格を持つ専門職であります。食べる、話す、笑うといった日常生活の質を支える上で、歯科医療の役割は大変大きく、特に超高齢社会においては、そしゃく機能の維持、低栄養の予防、フレイル予防、さらには健康寿命の延伸という観点からも、歯科技工士の技術は欠かすことができません。

しかし、歯科技工士を取り巻く状況は、全国的に非常に厳しいものがあります。厚生労働省の調査によれば、令和六年の歯科技工士免許登録者数は約十二万五千人である一方、実際に業務に従事している方は約三万一千人にとどまり、免許登録者に占める業務従事者の割合は二五・四％まで低下しています。

また、免許取得直後に当たる二十五歳未満の就業率は六二・九％である一方、二十五歳から二十九歳は四六・九％まで下がっており、若い世代が資格を取得しても歯科技工士として働き続けることが難しい実態がうかがえます。さらに、歯科技工士の就業先は歯科技工所が最も多く、全体の七四％を占めておりますが、歯科

技工所の規模を見ると、一人で運営している事業所が七割を超えています。つまり、歯科技工士の人材確保を考える際には、単に資格を取る人を増やすという入りの議論だけでは不十分であります。資格を取得した若者が県内で就職し、働き続け、技術を磨き、将来的には地域の歯科医療を支える担い手として、定着していく環境を教育と就労の両面から整えていく必要があります。

全国的な養成環境を見ても、歯科技工士学校・養成所は減少傾向にあります。令和五年時点で、全国の歯科技工士学校養成所は四十九校、そのうち、地方自治体が設置する公立の専修学校は全国で僅か二校、何と栃木県と岐阜県のみであります。この事実是非常に重たい意味を持っていると考えます。

県立衛生専門学校の歯科技工学科は、単なる一つの学校の一学科ではありません。全国的に公立の歯科技工士養成機関が極めて限られる中で、県内の歯科医療提供体制を将来にわたって支えるための極めて重要な人材インフラであります。

特に、公立の養成機関であることには大きな意義があります。

第一に、経済的な事情に左右されにくく、県内の若者が歯科技工士を目指す道筋を確保できること。

第二に、県内の歯科医療機関や歯科技工所との連携を通じて、地域に根差した人材育成ができること。

第三に、民間だけでは採算性の面から維持が難しい分野であっても、県民の医療提供体制を守る観点から、一定の公的責任を持って人材育成を継続できること。

この三点において、県立衛生専門学校の存在は今後ますます重要になると考えます。一方で、県立衛生専門学校の歯科技工学科において、入学者確保は大きな課題であります。令和八年度入学生に係る入学入試の実態状況を見ると、歯科技工士課程の定員は二十名であります。特別入試、一般入試を合わせても志願者数は十

一名、合格者数八名と定員を大きく下回る状況にあります。これは、学校の広報努力だけで解決できる問題ではありません。

実際に、県立衛生専門学校の歯科技工科を視察させていただきました。まず強く感じたのは、実習設備や機材の著しい老朽化です。長年大切に使われてきたことはいかえませんが、現代の教育現場としてはアップグレードが必要な状況にありました。現在の歯科技工士の現場ではデジタル化が急速に進んでおり、CADやCAMシステム、3Dプリンターなどが主流になりつつあります。これからの時代、技術者を育成するためには、現場のニーズや時代の変化に対応した最新機器の導入が急務です。現状の設備のままでは、卒業後に実際の医療現場に出た際に、最新技術への対応に苦慮してしまう懸念があります。

定員割れという現状を打破し、若い世代に選ばれる学校となるためには、単なる広報活動の強化だけではなく、高校生や保護者が見学に来た際に、ここなら最新の技術が身につく、ぜひこの学校に入学したいと思えるような教育環境の整備が不可欠です。

つきましては、将来の地域医療を支える優秀な歯科技工士を継続して輩出していただくためにも、老朽化した設備の更新と最新の機器の導入をはじめとする、教育現場のハード面での環境改善を強く要望いたします。先ほども申し上げましたとおり、近年の歯科技工のデジタル化は急速に進んでおります。歯科技工の精度向上や作業効率化に加え、長時間労働の是正や若い世代にとって魅力ある職業のイメージ形成にもつながる可能性があります。実際に歯科技工士として活躍する若い女性の割合は近年高まっており、今後は、歯科技工士を人材不足の職種として捉えるのではなく、若者や女性が専門性を生かして長く働ける医療技術職として県内での養成・就職・定着を支援していく視点が重要ではないでしょうか。

一方で、最新機器は高額であり、特に一人または小規模で運営されている歯科技工所にとつては設備投資の負担が極めて大きいものと考えます。全国的に見ても歯科技工所は小規模な事業所が多く、デジタル化の波に対応できる事業所と、投資の余力がなく取り残される事業所との間で格差が広がることも懸念されます。デジタル化は単なる機械導入の問題ではありません。教育現場では、学生が卒業後にすぐに現場で必要とされるデジタル技巧の充実が必要です。同時に現場では、設備投資だけではなく、機器を使いこなすための研修、人材育成、業務プロセスの見直しも必要になります。

行政としては、このデジタル化の波を、歯科技工士という職業の魅力を再構築する最大のチャンスと捉え、教育現場と実際の歯科技工所両面の教育環境を整備する後押しが必要だと求められます。高額な設備投資に対する助成、多様な人材が柔軟に働ける新しいモデルケースの創出や教育現場のアップデートの支援を通じて、これからの歯科医療を支える多様で優秀な人材をしっかりと定着させていく基盤づくりを求めます。

実際に、厚生労働省の職業情報提供サイトでは、歯科技工士の平均年収は四百五十九万円と示されていますが、日本歯科技工士会の実態調査では、歯科技工士を続ける上での問題として、低価格、低賃金、長時間労働が上位に上げられています。また、歯科技工所から離れ、ほかの業務に移りたいと考える理由としては、給与、労働時間、将来性が上位に上げられております。これは、若者が歯科技工士を目指さない、あるいは資格を取っても続かない背景には、職業選択から就職後の働き方、将来の見通しまでを含めた構造的な課題があることを示しています。

ここで重要なのは、岐阜県として県立衛生学校の入学者の確保と県内歯科技工所の支援を別々の課題として扱わないことあります。学生に対して、歯科技工士を目指してくださいと呼びかけるだけでは不十分です。

卒業後に県内で働く場所があり、安心して技術を磨くことができ、過度な長時間労働に頼らず、デジタル化に対応しながら将来に希望を持てる職業であることを示していく必要があります。そのためには、県内の歯科技工士や歯科技工所の実態をより丁寧に把握することが重要です。また、県立衛生専門学校の卒業生が、どの地域でどのような形で働いているのか、県内定着の状況や離職した方の理由、復職意向なども今後の人材確保策を考える上で重要な情報です。

県では、これまでも歯科技工士、歯科衛生士の復職支援研修などに取り組んでこられました。こうした取組は大変重要ですが、今後はさらに一歩進めて、復職支援、若手の定着、設備投資支援、デジタル技工への対応、県立衛生専門学校の教育環境の充実を一体的な政策として位置づける必要があると考えます。

知事、繰り返しですが、県立衛生専門学校については、県内唯一の公立養成機関であり、全国の中でも希少な存在です。この学科を守るということは、単に学校の定員を守ることではありません。高齢化が進む中で、義歯や補綴物を必要とする県民は今後も一定数存在します。

一方で、歯科技工士の高齢化、若手不足、デジタル化への投資負担が同時に進めば、地域によっては必要な歯科技工物を安定的に供給する体制そのものが弱くなってしまう可能性があります。だからこそ、県として歯科技工士を歯科医療の裏方としてではなく、地域医療を支える不可欠な専門職として位置づけ、その育成と定着を戦略的に進める必要があるのではないのでしょうか。

県においては、潜在技工士を対象とした復職支援研修を実施されるなど人材確保に取り組まれておりますが、今後は、より実態に即した対策を講じていくためにも、現場ニーズの把握が重要であると考えます。

そこで、県内の歯科技工士及び歯科技工所の実態やニーズをどのように把握し、今後、人材確保の対策や歯

科技工所の支援、さらには県立衛生専門学校における入学者の確保と歯科技工士の養成環境の充実をどのようにつなげていくのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

続きまして、二点目、特別支援学校の教育環境の整備及び機能の整備について、教育長にお尋ねいたします。県教育委員会では、平成十八年に策定された特別支援教育推進計画、子どもかがやきプランに基づき、各地域における特別支援学校の整備や小・中・高等学校における障がいのある子供たちへの支援体制の強化を進めてこられました。その後も、平成二十九年には新子どもかがやきプランが策定され、そして、令和六年三月には第四次子どもかがやきプランが策定されました。

これまでの取組により、県内の特別支援学校は、平成十八年当時の十二校から、現在では二十一校に増加し、障がいのある子供たちがより自分たちの住む近い地域で学ぶことができる環境が整えられてきました。これは、県教育委員会が長年にわたり特別支援教育の充実に取り組んできた大きな成果であると受け止めています。

一方で、特別支援教育を取り巻く環境は、今、大きな変化の局面の中にあります。県内全体の児童・生徒数が減少傾向にある中で、特別支援教育を必要とする児童・生徒数は増加しており、特別支援学校においては、教室不足や施設の狭隘化が課題となっています。過去の教育長答弁においても、平成十八年度には、県内特別支援学校の児童・生徒数は約千七百人であったものが、平成三十年度には二千六百人を超え、令和六年、七年度には、前年度と比較して約百人ずつ急増しているとの見解が示されました。

また、特別支援学校設置基準に照らすと、校舎の面積や運動場などにおいて基準に適合しない学校があることも課題であります。特に、東濃特別支援学校については、令和七年度、八年度のアクションプランにおいても、設置基準を満たすための整備方法を検討する学校として位置づけられています。現場では、特別教室の転

用や教室の分割など、様々な工夫により対応していただいていることは承知しております。しかしながら、こうした対応はあくまで当面の工夫であり、子供たちにとって望ましい学習環境を将来にわたって確保するためには、より中長期的な視点に立った施設整備の方針が必要ではないでしょうか。

さらに、施設の老朽化も大きな課題であります。平成十八年の子どもかがやきプランの策定以降、特別支援学校の整備が進められてきた一方で、既存の施設の中には、建設当初から相当な年数が経過しているものもあり、老朽化への対応も急務です。

知事は、過去の答弁において、高等学校、特別支援学校については、今後、児童・生徒の減少傾向を踏まえ、教育委員会において検討するとしながらも、子供たちの学び場であることから、その利便性や快適性を十分踏まえ、適正な維持保全、再整備の推進が必要であるとの認識を示されました。まさにそのとおりであり、特別支援学校は単なる県有施設ではありません。障がいのある子供たちにとっては、日々の学びの場であり、生活の場であり、将来の自立に向けた大切な準備の場であります。だからこそ、老朽化施設をどう維持するのか、教室不足にどう対応するのか、その地域ごとの教育環境の格差をどう解消していくかについて、計画的かつ具体的に示していく時期であると考えます。

さらに、今年度は、県立高校の在り方を踏まえた高校教育改革を進める上でも大変重要な年度であります。国の高校教育改革に関するブランドデザインを踏まえ、岐阜県においても高校教育改革実行計画の策定が進められているものと認識しています。過去の教育長答弁におきましても、特別支援学校の教室不足への対応について、通学区域の見直しに加え、高校には教室に余裕があるため、高校の在り方を検討していく中で、特別支援学校についても併せて検討していくとの考えが示されました。私は、この点が大変重要であると考えます。

県立高校の再編や統廃合を検討するのであれば、それは単に学校数を減らす議論で終わらせるべきではなく、地域に必要な学びの機能をどう残し、どう組み替え、どう活用していくのかという視点が不可欠だと思います。特に、特別支援教育においては、児童数の増加、施設の狭隘化、通学負担、職業教育の充実といった複数の課題が重なっています。高校教育改革と特別支援学校の整備を別々の議論として進めるのではなく、県有施設の有効活用や地域ごとの学びの拠点づくりという観点から、一体的に検討することが必要ではないでしょうか。

東濃・飛驒地域における高等特別支援学校機能の整備についても、軽度の知的障がいのある生徒が、卒業後、社会の中で自立し、働き、地域の一員として活躍していくためには、高等部段階における職業教育や就労支援の充実が欠かせません。岐阜県では、これまで、岐阜・西濃・可茂地域において高等特別支援学校機能が整備され、ビルメンテナンスや喫茶サービスなど一般就労に向けた専門的な学びの環境が整えられてきました。一方で、東濃地域・飛驒地域においては、いまだに高等特別支援学校の機能が未整備であります。

もちろん、地域によっては、生徒数、通学環境、学校配置の状況は異なりますが、だからこそ、単に同じ学校の形を整備することではなく、それぞれの地域の実情に合わせた高等特別支援学校機能の在り方を検討する必要があると考えます。

例えば、以下のような様々な手法があると私は考えます。既存の特別支援学校の機能強化、県立高校の施設活用、地域企業と連携をした実習環境の整備、職業教育プログラムの開発、就労支援機関との連携強化、こうした様々な工夫ができる中で重要なのは、東濃や飛驒に住む生徒たちが住んでいる地域によって、職業教育や就労支援の機会に差が生じることがないようにすることです。令和八年度のアクシンプランでは、東濃・飛驒地域の高等特別支援学校の機能整備計画の策定が進められるとされています。

また、社会へつなぐ職業教育・就労支援の充実として、職業教育フェアの実施や「働きたい！応援団ぎふ」登録企業を対象とした授業公開、意見交流、さらには今後整備をする高等特別支援学校機能の教育プログラム策定を進めることも掲げられています。これは大変重要な方向性であると私は考えております。

しかし、県民や保護者、そして当事者である生徒たちの声を聞くと、本当に知りたいのは「検討します」という言葉の先に、いつ、どこで、どのような形で、どのような機能を整備していくのかという具体的な見通しです。東濃・飛驒の子供たち、保護者の皆さん、関係者の皆さんは、この具体的な見通しを待っています。

特別支援教育は、子供たち一人一人の将来に直結する分野です。学びの場が足りない、施設が古い、職業教育の機会が地域によって異なる、こうした課題は、子供たちの可能性そのものに関わります。

子どもかがやきプランは、令和十年度までの計画の残り二年に加え、今年度は国が示したグランドデザインを踏まえ、高校教育改革を推進するための岐阜県高校教育改革実行計画を策定する重要な年度であると認識しています。そこで、今後の高校教育改革、県有施設の再整備、そして第四次子どもかがやきプランの推進を一体のものとして捉え、以下の二点について教育長にお伺いします。

生徒数の増加の現状を踏まえた東濃特別支援学校の教育環境の整備の方針について、どのようにお考えか。また、今後どのように東濃地域・飛驒地域の高等特別支援学校の機能整備を検討していくかについてお答えください。

実際に当事者の皆様の声を聞いて、現場を訪れて、本日質問させていただきました。どうか前向きな答弁をよろしく願います。

(拍手)

○議長（松岡正人君） 健康福祉部長 中西浩之君。

〔健康福祉部長 中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君） 県内の歯科技工士及び歯科技工所の実態把握と人材確保に向けた歯科技工所への支援及び県立衛生専門学校における養成環境の充実についてお尋ねがございました。

県内の歯科技工士就業者数につきましては、平成二十八年度の六百五十五名から、令和六年には五百六十四名へと減少し、六十五歳以上の割合は一割程度から三割近くまで増加する中、現場の実態把握は重要と考えております。

県では、これまで県内歯科技工士に対しまして、復職を希望する方へのサポート研修や最新のデジタル技術を学ぶスキルアップ研修を実施してまいりました。あわせて、県立衛生専門学校の歯科技工学科においては、高校への訪問や進学ガイダンス等による入学者確保に努めるとともに、口腔内スキャナーや3D加工技術の実習を導入するなど、養成環境の充実に取り組んできたところであります。

今年度は、さらに歯科技工士及び歯科技工所の現状やニーズの把握に向け、歯科技工物の受注・納品状況やデジタル化への対応状況等について調査をいたします。その結果を踏まえまして、歯科技工所の職場環境の改善や訪問先高校の拡充による衛生専門学校の入学者の確保、養成環境充実のためのCAD用パソコンの機能向上に向けた更新の検討など、今後の施策に反映させてまいります。

○議長（松岡正人君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 生徒数の増加を踏まえた東濃特別支援学校の教育環境の整備の方針、さらに東濃地域

及び飛驒地域における高等特別支援学校機能の整備について御質問いただきましたが、一括してお答えをいたします。

東濃特別支援学校については、平成二十三年度に可茂特別支援学校が新たに開校したことにより、当時三百人前後で推移していた児童・生徒数が二百人程度となり、その後も減少傾向が続いておりますが、平成二十八年度に増加に転じ、今年度は二百四十二人となっております。また、県立特別支援学校全体で見ると、今年度の児童・生徒数は二千四百七十七人であり、平成二十八年度と比較して約一割増加しているところですが、今後はその増加は緩やかになることが見込まれます。そのため、教育環境の整備に当たっては、将来の児童・生徒数の推移を十分に見極めながら対応する必要があります。

こうした中、東濃特別支援学校の教室不足への対応として、議員からも御紹介がありました。特別教室の転用や校舎内のレイアウトを見直すことにより、当面の教室確保に努めてまいりましたが、今後は寄宿生の減少に伴い、寄宿舎の空き部屋の活用とともに、近隣の他の県有施設の有効利用の観点も踏まえ、検討してまいります。

次に、東濃と飛驒の地域における高等特別支援学校機能の整備についてお答えします。

これまで、軽度知的障がいのある生徒の一般就労に向けて、高等特別支援学校を岐阜と西濃地域に設置し、可茂地域には既存の特別支援学校の中にその機能を整備してまいりました。東濃と飛驒地域については、現在この地域にある三つの特別支援学校、そこで学校行事等において、既存の施設設備を活用しながら、保護者や地域住民に喫茶サービスを提供する取組などを進めております。

今後は、こうした取組によって得られた成果や、こうした地域、東濃とか飛驒においての障がい者雇用の状

況をしつかりと見定めながら、地域に合った職業教育に係るプログラムを策定するとともに、高等特別支援学校機能の整備方針についても検討をしてまいります。

なお、東濃特別支援学校の教育環境の整備及び東濃・飛騨における高等特別支援学校機能の整備については、地域のニーズと既存の学校施設等の活用を考慮しながら、高等学校教育改革に関する議論と並行し、総合的に検討してまいりたいと思っております。

○議長（松岡正人君） 十二番 中川裕子君。

〔十二番 中川裕子君登壇〕

○十二番（中川裕子君） 日本共産党の代表質問を行います。よろしくお願いします。

まず初めに、中東情勢の影響を受けた石油関連製品不足への対応策と具体的な支援についてです。

今議会には、中東情勢の平和的解決と物価高騰による県民の命と暮らしを守るための対策を求める請願が出されております。紹介議員にもなりましたが、この請願にもあるように、石油関連製品の価格上昇と資材不足は、様々な分野に深刻な影響をもたらしております。アメリカとイランの間で戦闘終結の合意がなされましたが、直ちに供給不安が解消されるわけではなく、先行きは不透明です。必要な手だてや支援策を具体化する必要があると考えます。

県が五月に、資源エネルギー庁、中小企業庁、厚生労働省などへ中東情勢に関する緊急要望の申入れを行っておられることは、現場の声に応えた大変重要なことだったと思います。特に、県内の小規模事業者、一人親方など小規模な事業所の状況は深刻です。引き続き、きめ細かく声を集め、国へ要望するとともに、県としての具体的な取組を求めます。

実際に、私も四月から六月にかけて様々な業種の小規模事業者の方を訪ね、情報を集め、要望を伺ってまいりました。現場の資材不足の状況は深刻であり、不足でなく目詰まりだという政府の説明とはかなり大きな乖離があると感じました。実際にお聞きした声の一部を紹介いたします。

自動車整備や自動車修理業では、オイルや塗料の価格が二割上がっている。オイル類の製品が入荷せず、仕事への影響は、リーマンショックやコロナ禍とは比較できないほど大きい。材料が高騰しており、支払いが厳しい中、資材不足で仕事が止まっており、資金のめどが立たない。

木材を使った家具製造業の方。ボンドが入荷せず、現在の在庫が尽きたら仕事の見通しが立たない。二か月ごとのスピードで大幅に資材の価格が上がっており、十分に対応ができない。

医療的ケアを行う福祉施設では、手袋の価格が高騰しており、入手も難しくなっている。医療的ケアなので、医療機関と同様に物資の支援が必要。

下請、孫請などの建設業者の方。五月の連休明けから一切仕事がなくなり、自宅にいます。あらゆるところに問合せをしているが、仕事を回すことができないと断られている。今は問題なく仕事を進めているが、七月からは仕事を休んでくれと言われ、別業界で仕事を探そうかと考えている。

特徴としては、現時点では大丈夫という方から、既に全く仕事がないという深刻な状況・声もあり、影響は特定の業種に集中しているわけでもなく、業種・規模に関わらず状況はばらばらであるということです。ただ、影響はまだあまりないという方も、今後は資材が納品されるめどはなく、来月、再来月の見通しは全く立っていないという見方は共通しておりました。

県では、いち早く県制度融資に特定枠を設け対応されていますが、コロナ禍の融資の返済があったり、この

先の状況が不透明だという理由で、大変な状況の方ほど新たな融資を受ける余裕はないといった御意見が多かったのも実情です。岐阜県は、中小・小規模事業者が九割以上を占めており、国への要望だけでなく、県としても廃業を防ぎ、事業継続に向けた独自の対策を検討すべきであると考えます。

以前、リーマンショックによる、いわゆる派遣切りが横行した際には、失業された方々に対し、緊急的に行政の業務補助など仕事を切り出して短期のつなぎ雇用を行う緊急雇用創出事業が行われました。県の商工労働部長として江崎知事も奮闘されていたこと、強く記憶に残っております。当時の事業は、あくまでも失業者に向けた雇用の創出であり、今回の仕事がない、仕事が回らないという個人事業者への対応とは異なるかもしれませんが、何らかの仕事によって収入を得ることで事業継続を図るといった点では、今求められていることと共通しているとも感じます。行政等の業務の中から仕事を切り出したり、仕事づくりをすることで、短期的ではありますが、収入の緊急確保も可能です。あくまでこれは一つの例ですが、現場の状況をつかんで様々な方策を検討できないでしょうか。

財源についても申し上げます。

今年度の当初予算は、編成時期の関係で中東情勢の緊迫化という事態を前提としたものではないため、補正予算の検討が必要だと思えます。今議会の補正予算には、こうした中東情勢の影響を受けている小規模事業者に特化した支援は盛り込まれておりません。例えば、財源として活用可能な基金残高は、令和八年度当初予算編成時点で約三百六十七億円です。こうした基金の活用なども検討し、国の財政支援を待つことなく、何らかの支援策を講じるべきだと思います。

そこで、知事にお聞きます。今後もしも細かく情報を集め、特に小規模事業者や医療現場に対しては、国

への要望や県の取組を進めてほしいと考えますが、どのように取り組まれるでしょうか。そして、それらを踏まえて、県としての具体的な取組を検討すべきと思いますが、お考えをお聞きたいします。

続きまして、岐阜県住宅リフォーム支援事業についてです。

帝国データバンクによりますと、昨年二〇二五年度、負債一千万円以上の倒産件数は、県内で前年度比一七・四％増の百七十五件に上り、これは十年間で最多になっているとのことです。建設業が最も多く、前年の二十五件から大きく増加し、四十件となりました。

岐阜県住宅リフォーム支援事業は、こうした建設業の仕事づくりやリフォーム市場の活性化、物価高騰の中、リフォームを行う県民への支援を目的に、今年度の新規事業として実施されました。リフォーム工事補助は、他の自治体においても経済効果が大きいと評価されており、地域経済全体の活性化策としても期待されています。しかし、今回の住宅リフォーム支援事業に関しては、三点大きな課題があると感じました。

一点目は、周知不足です。今年度からの新規事業でありながら、申請開始が五月一日であり、申請開始日までの周知期間が十分ではなく、業者や県民にほとんど知られていなかったようです。実際、リフォーム工事を行った方からは、施工業者に相談してもこの制度を御存じなく、申請書類の準備すらできなかったと厳しい御意見もいただきました。十分な周知期間を設けるとともに、業界団体だけでなく幅広く情報提供することが必要だと思います。

二点目は、業者の対象が限定的だということです。一般的にリフォーム工事は小規模な工事が多く、建築業許可を持たない小規模な事業者が多く参入しています。しかし、岐阜県の制度は建築業許可業者のみに限定されているため、せっかくの制度が許可業者以外の業者にとっては逆に仕事を奪われかねない事態になってしま

います。他県では建築業許可の有無を条件にしていなくていいところもあり、他県を参考に幅広く使える制度への改善が必要です。

三点目は、五月一日申請開始日の朝八時台に予算が上限に達し、早々に締切りとなったことです。これでは既に四月中に契約を終えている工事がほとんどということであり、県のチラシを見て工事を検討した場合は、ほとんど申請は不可能であったと言えます。これでは公平な予算執行とは言えず、十分な予算確保が必要だと感じました。

以上、幾つか課題を申し上げましたが、住宅の老朽化、バリアフリー化など、近年リフォーム需要は高まっております、県民のニーズに合致した事業であることは間違いなく、予算を十分に確保して実施すれば十分な効果が得られることも証明されたと言えます。県レベルで制度化されたところはまだ少なく、岐阜県の取組は先進的とも言えますが、続けてこそ意味があると思います。

そこで、都市建築部長に二点お聞きします。一点目です。申込み件数や金額だけでなく、経済効果も検証していただきたいと思います。どのように検証し、課題を整理されているでしょうか。二点目、今後の事業の継続については、どのようにお考えでしょうか。お聞きます。

続きまして、公務災害に認定された事案についてです。

二〇二二年、県立高校教員が校内で自死されるという痛ましい事案が起きました。続く二〇二三年には、県庁農政部の職員が自死されました。どちらの事案も、資料を読めば読むほど言葉にできないような重くつらい気持ちでいっぱいになります。改めて、亡くなられたお二方に対し、心より哀悼の意を表するとともに、御家族の皆様、関係者の皆様にお悔やみを申し上げます。

地方公務員災害補償基金は、本年三月、この二つの事案を公務上の災害として認定しました。県では、過去にも二〇一三年一月に県庁の職員、同年五月には郡上特別支援学校講師が長時間労働と上司からの強い指導やパワハラによって自死し、公務災害認定されています。しかし、残念ながら、そのときの教訓が十分に生かされていなかったということです。

教員も県庁職員も、生徒や県民に寄り添い業務に当たるといふ、私たち県民にとって重要な役割を日々果たしています。しかし、働く職場環境や組織がその本人に寄り添った場所でなければ、県民に寄り添う仕事を全うすることはできません。この二つの事案を質問するに当たって申し上げたいのは、問題に当たった個人、職員を責めるものではなく、組織対応のどこに問題があり、再発防止策は十分練られているのかという点です。あくまで個人の問題ではなく、組織の問題であると考えております。組織として、大切な同僚を突然失った痛みは消えません。関係者はなおさらだと思います。そして、自死されたお二人は、もっと苦しまれたと思います。

働く職員を守ることは、組織のトップとして最も基本的な責務であり、三たび同じことを繰り返さないために、今回のことを個別事案とせず、組織を挙げた検証と抜本的な再発防止策の実施を求めて質問いたします。まず教員の自死事案についてです。公務災害認定では、自死される六か月前に月約百時間の時間外労働があったことが鬱病発症につながり、自死に至ったとされています。ほかに、困難を伴うクラス経営に大きな心的負荷を抱えながら長時間の時間外勤務を行い、さらに部活動指導や対外試合の引率のため、土日の休みがない連続勤務、正担任や部活動の第一顧問にも自信がないという本人の希望が全く反映されなかったことなど、様々な要因が指摘されております。

また、事案が発生した当初、教職員ハラスメント等防止対策審議会で調査審議する対象、重大事態としては扱われず、審議会が開かれたのは、御遺族が本格的な調査や審議会の開催を県教育委員会に求めてから開かれたと聞いております。この審議会からは、高ストレス等体調が不安視される職員への対応や校内人事における配慮、時間外在校等、時間の適切な把握と管理、事案発生後の学校・教育委員会の対応など複数の項目にわたる改善策が出されました。結果的に、審議会からは重要な改善提案が出されており、やはり事案発生後に直ちに審議会を開くべきだったと感じております。

こうした経緯からも、過去の教訓が組織の中で生かされているのか、率直に疑問を感じております。

そこで、教育長に三点お聞きします。一点目です。二〇二三年三月時点で審議会から答申が出ていますが、教育委員会としてこれをどのように受け止め、改善策が講じられてきたのでしょうか。また、今後、こうした痛ましい事案を起こさないための再発防止策についてもお答えください。

続いて、当初、重大事態として取り扱わなかったことについてお聞きします。御遺族は、当初から原因究明を求めていらつしやいましたが、先ほど述べたように、教育委員会は教職員ハラスメント等防止対策審議会への諮問を直ちに行っておりませんでした。この審議会について定めている岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会条例は、郡上特別支援学校の講師の自死事案の教訓から、再び同じことを繰り返さないようにとの思いで制定され、重大事態が起きた際には第三者によって調査審議するとされたものです。今回の事案こそ、条例上の重大事態に該当すると考えられます。

そこで、二点目の質問です。当初から重大事態として扱うべきではなかったでしょうか。

三点目です。審議会条例の恣意的運用を防ぐため、最初から審議会の対象になるかどうか、教育委員会が判

断するのではなく、命に関わる状況や可能性が疑われる場合は、全ての案件を適用すべきと思います。今後の運用についてお考えをお聞かせください。

農政部職員の自死事案についてお聞きます。公務災害認定では、採用後、月百時間を超える時間外労働が確認されるなど、長時間労働に従事し、精神疾患を発症したことが指摘されています。本来は時間外勤務百時間を超える前に、直ちに負担軽減策を講じる必要があります、組織として労務管理がどうなっていたのか、どのように対策を講じていたのかが問われています。そのためには、時間外労働時間や当たっていた業務内容を調査して把握するだけでなく、なぜこのような状況になったのか、その背景まで検証することが重要ではないでしょうか。また、休職中については、組織としての対応策に課題があるとの指摘もあるようです。

そこで、知事に三点お聞きます。一点目、再度こうしたことが起きないよう改めて検証し、その結果と再発防止策を示すべきだと考えますが、どのように考えていらつしやるでしょうか。

精神疾患による休職の場合、県では専門的知識のある職員厚生課がサポートをしながら、所属先の上司が対応することになっているとお聞きしています。しかし、精神疾患について専門的知識を持たない職員が休職者と接触するのは非常に難しいことです。たださえ、休職者にとっては所属先に迷惑をかけてしまっているのではとの自責の思いやつらい思いを抱えてしまいがちです。厚生労働省の職場復帰支援の手引にもあるように、病気休業中は療養に専念できるよう安心させること、安心感を醸成するために接触のタイミングは主治医と連絡を取るなど、よくよく検討することが記されています。

また、職場復帰プランの作成は、事業所内の産業保健スタッフを中心に進めるとされています。基本的には専門的な知識を持つ部署が窓口となり、対応すべきではないかと思います。

そこで、二点目の質問です。本来なら心理士やカウンセラーなど専門的知識を持つ職員厚生課などの部署が復職までのサポートを最後まで対応することが、早い復職につながるのではないかと思います。精神疾患での休職中の職員に対する対応については、改善していく必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。三点目は、三たび同じことを繰り返さないよう、今回の事案を機に将来にわたる仕組みをつくっていただきたいとの思いで質問します。

ハラスメントや命に関わる事態になった場合は、第三者による調査や検証が必要であると考えます。教育委員会の教職員に関しては、審議会条例があり対応できていますが、県職員においても条例や仕組みをつくるべきではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

最後に、現在解体中の旧県庁舎の跡地とぎふ結の通りの活用方針及び検討過程への県民参加について知事に伺います。

旧県庁舎の解体工事は、あと約一年半後、令和十年に完了予定と聞いております。二〇一六年に策定された岐阜県庁舎再整備基本構想では、この議会棟と隣の行政棟、それに加え、現在、旧県庁舎の解体工事が行われている、その跡地に三棟目として県民サービス棟を造るという構想となっています。しかし、構想策定から十年が経過しました。社会情勢は大きく変わっております。また、県の厳しい財政状況から見ると、現実的ではないと思われる、県民からも県民サービス棟を求める声が大きいとは思えません。

県民サービス棟など、建物を建設することありきで議論するのではなく、白紙にした上で、県財政への負担を抑えることも考えつつ、県民が納得できる在り方について時間をかけて検討することが必要です。その際には、現在は県主催イベント等以外の集会では使用できないことになっている県庁前の公園ぎふ結の通りの活用

の再検討も含め、改めて県庁周辺一帯の敷地の活用について考えるべきではないでしょうか。

そこで、知事に伺います。基本構想における県民サービス棟案は白紙にして、建物ありきでない活用方法を県民参加で検討する仕組みをつくるべきではないでしょうか。ぎふ結のりを借りてイベントや集会をしたいという声もあります。ぎふ結のりも一体に活用を検討してほしいと思いますが、お考えをお聞かせください。以上です。よろしく願います。

○議長（松岡正人君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 私には、大きく三点の御質問をいただきました。

まず、中東情勢の影響を受けました石油関連資材不足への対応と具体的な支援についてお答えを申し上げます。

これまでの答弁でも申し上げてまいりましたけれども、今回の中東情勢に伴います国内経済への影響は、大きく二つの点に分けて考える必要があると考えています。一点目ですが、日本のエネルギー安全保障の脆弱性ということですが、これは化石燃料の大部分を海外に依存する我が国においては、国際情勢の混乱の影響を極めて大きく受けるんだということが改めて浮き彫りになりました。二点目ですが、やはり流通の目詰まりでございますが、これは今後購入できなくなるのではないかと不安から、川上の段階で少しずついつもより在庫をためることで、国全体としては十分供給量は確保されています、川下と言われる中小・小規模事業者や個人事業主までは行き届かないと言う事態が発生したと考えられています。

そうした状況の中、県としては、まず何と言っても専用窓口を三月に設置いたしまして状況を確認すると。

さらには若手経営者勉強会や経済・雇用再生会議、個別の事業者とアリングなどにおきまして、県内事業者の状況把握を進めてまいりました。また、医療分野につきましても、医師会、歯科医師会及び薬剤師会などを通じて、医療機関などにおける医療品の不足状況を定期的に把握しているところでございます。

さらに、五月下旬には、資源エネルギー庁や中小企業庁など関係省庁に対し、事業者の方々の不安や危機感を私が直接伝えるとともに、目詰まり解消や支援の充実を求める緊急要望を行いました。また、医療機関、介護・障害福祉サービス事業者などにつきましては、財政支援として、臨時的な診療介護報酬等の改定や補助制度の創設・拡充を求めて、健康福祉部長が厚生労働省に要望を行ったところでございます。加えて、六月からは、県制度融資に中東情勢影響枠を新設し、経営状況が厳しい事業者の資金繰りを支援する体制を整えたところでございます。

県としましては、県内事業者に対して、業界の影響把握、現在の資金繰り支援の継続に加えまして、国際情勢や新たなビジネスモデルを学ぶ機会を提供するとともに、今月中には価格高騰分を適正に転嫁する手法を学ぶセミナーを開催いたします。加えて、商工会・商工会議所による個々の事業者の状況に応じた経営相談、国支援制度の活用促進など、小規模事業者、医療現場を含む幅広い事業者へのきめ細かい支援を行ってまいります。

一方で、このような厳しい状況の中、県内事業者からは、事業の多角化でリスク分散をしているとか、リスク分散のため植物由来の油を使う成形機を新たに導入したといった将来を見据えた動きも見受けられるところでございます。

県としまして、先ほど申し上げた国への要望におきましても、事業者が抱える在庫の一部を国による支援

の下で組合等の中立的な組織が買い取り、合理的な価格で不足している方へ供給するといった、そうした制度構築を行うための政策提案を行ってきたところでございます。今後も、各事業者・団体によりますリスク対応力の強化を後押しするとともに、設備投資や人材育成など生産性向上、さらには働いてもらい方改革を推進することで、環境変化に強い経営体質の構築を支援してまいります。

次に、農政部職員の自死事案と今後の取組について、事案の検証と再発防止策、そして精神疾患による休職者への対応、さらには第三者による調査の仕組みづくりについて御質問いただきましたので、これは関連しますので、一括してお答えをさせていただきます。

まず初めに、公務を志し、職務に精励しておられた職員が今回のような形で亡くなられたことは痛恨の極みであり、御遺族に対しまして改めて哀悼の意を表したいと思えます。

亡くなられた職員は、令和二年に採用され、その初年度、コロナ禍という状況の中で百時間を超える時間外勤務に従事しておられました。その約一か月後、精神疾患の診断を受けて病気休職となり、療養中の令和五年度に自死されたものでございます。本事案では、職員が自死された直後から時間外勤務の状況を確認するとともに、当該職員とのやり取りについて関係職員から聴取するなどの調査を実施しております。その後、御遺族からの申入れを受け、さらに関係職員の対象を広げて聴取を重ね、取りまとめた調査結果を御遺族に提供させていただきました。今般、この調査結果に基づいて、百時間を超える時間外勤務が精神疾患の発症と因果関係があると認められ、公務災害の認定に至ったことに鑑みましても、改めて長時間労働の抑制に取り組む必要性を感じているところでございます。

これまで本県では、勤務時間の上限設定、ＰＣログによる職員ごとの時間外勤務時間の把握、そして百時間

以上となるおそれのある場合の抑制指示、上限設定を超える職員が発生した場合の事後検証といった対策を講じてまいりました。そして、令和七年度におけます時間外勤務時間の平均でございますけれども、対象職員が精神疾患を発症したとされる令和三年度と比較しますと、一か月当たり一人五時間三十分、率にして約三五％減少となっております、組織全体として長時間労働の縮減が進みつつあるところでございます。

今年度は、さらなる時間外勤務の縮減を図るために、時間外勤務が百時間以上となる職員ゼロを目指して取組を強化するよう幹部会議において指示したところでございます。また、労働に起因する健康被害の防止には、時間外勤務の縮減だけではなく、互いの悩みや不安を共有し、解決・解消に向け、共に同じ方向を向くことのできる人間関係が職場にあることも大切だと考えております。こうした良好な人間関係を職場環境として根づかせていくため、職員の意見を反映させた風通しのよい職場づくりが必要と考えております。特に、気軽に悩みや困り事を相談できる環境づくりこそが大切と考えております。

次に、精神疾患による休職者への対応についてお答えをいたします。

職員が病気休暇となった場合、当該職員が所属する職場の管理職が窓口となります。しかしながら、職場の管理職は、御指摘のとおり、必ずしも精神疾患等の対応に精通しているわけではありません。そのため、こうした課題に対応するため、昨年度、令和七年度から休職中の職員がいる所属のみならず、心身の不調によって職員が病気休暇を取得した時点で所属への支援を開始する職場復帰相談の体制を整備し、職員厚生課の保健師や臨床心理士などが当該所属の管理職に対してより早期に必要な対応を指導し、支援することとしております。また、必要に応じて保健師等が直接本人と接触するなど、従来よりも専門性の高い対応を行っています。

今後は、これに加えて、病気休暇や休職などとなった職員に対して、職場の管理職及び保健師がどの時

点でどのようなサポートをどの程度行うことが適切なのか、その支援プロセスの標準モデルを作成したいと考えております。これを庁内に周知するとともに、管理職を対象とするメンタルヘルス研修での研修資料として活用することで、全ての管理職員が休暇・休職中の職員に対して適宜適切なフォローができるよう、理解を深めるようにしてまいりたいと考えております。

最後に、第三者委員会の設置についてお答えをいたします。

今回の事案は、冒頭で御説明しましたとおり、発生の初期段階から県自ら調査を開始しており、御遺族からの御依頼に対しても可能な限りの調査結果を提供させていただいたところでございます。この調査結果に基づいて行われた公務災害の申請において、百時間超の時間外勤務が要因と認められることとなったところは、先ほど申し上げたとおりでございます。議員御指摘のとおり、事案を客観的に調査する仕組み、いわゆる第三者委員会を教育委員会のようにあらかじめ設置する方法は、事後検証における選択肢の一つと考えられます。

しかしながら、今回の事案では、県が自ら必要な調査を可及的速やかに実施したことで、御遺族の意向に迅速に対応できたところであり、事案に応じて適切な調査体制や手法を検討の上、迅速な対応に努めてまいりたいと考えます。

大きく最後に、解体中の旧県庁舎跡地とぎふ結のものの活用方針及び検討過程への県民参加についてお答えをいたします。

平成二十八年三月に策定されました岐阜県庁舎再整備基本構想では、現庁舎跡地は、県民サービス棟、駐車場、広場としての活用を検討しますとされております。しかしながら、構想策定から約十年が経過し、この間、少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、行政手続のオンライン化や生成AIをはじめとするデジタル技

術の進展、近年の著しい建設費の高騰など、社会情勢は大きく変化しているところでございます。

他方で、県庁エリアを取り巻く環境も変化しており、新庁舎二十階展望ロビーの土日開放や県庁マルシェの開催など、にぎわい創出の取組が着実に進んでおります。また、県庁エリアは、新幹線岐阜羽島駅と金華山、岐阜城の中間に位置しており、観光の面からも重要な機能を果たすことができるものと考えております。

こうした中、県有施設の見直しにつきましては、世界情勢の変化等を踏まえて、今後、県民に提供すべきサービスの姿、すなわち目指すべき姿を検討した上で、それを実現する手法をサービスの担い手、手法、コスト、実現可能性といった視点で幅広く検討していくこととしております。このため、旧県庁舎跡地につきましても、ぎふ結のもり、岐阜アリーナと、さらには北駐車場も含むエリア一帯として、県民の皆様にとどういったサービスを提供していくべきか将来像を描いた上で、民間の資金やノウハウ導入も視野に入れ、その手法を検討していきたいと考えております。

今後、基本構想や社会情勢の変化等も踏まえつつ、まずは県において検討した上で、その内容を県民や関係者の皆様にお示しし、幅広く御意見を伺いながら議論を進めてまいりたいと考えております。

○議長（松岡正人君） 都市建築部長 飯島竜二君。

〔都市建築部長 飯島竜二君登壇〕

○都市建築部長（飯島竜二君） 岐阜県住宅リフォーム支援事業についてお答えします。二点の御質問をいただきましたが、それぞれ関連いたしますので、一括して御答弁させていただきます。

本補助金の制度設計に当たり、予算については、これまでのリフォーム工事の件数などを基に必要な額を確保しております。また、対象工事として、一定の品質の確保に必要な技術力や資格を持つ人材の配置ができる

県内事業者によるものと定めております。募集の前には、ホームページの広報や事業者への説明会などの周知に努め、その結果、受付初日に予算を上回る申請をいただきました。これは、物価高騰が続く中でも住宅リフォーム工事の需要が高いものを示すということを受け止めております。

まずは、現在提出されている申請書の審査を行い、交付決定することを最優先に取り組んでまいります。その上で、申請状況などを踏まえて課題を整理し、周知や募集方法といった制度の検証を行ってまいります。また、経済効果につきましても、申請者や事業者に対してアンケート調査により把握に努めてまいります。

なお、今後の事業実施につきましては、国の補正予算の動向などを注視しつつ、財源面を含めた状況を見極め、検討をしてまいります。

○議長（松岡正人君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 教員の自死事案について三点御質問いただきました。答弁に先立ち、私からも、岐阜県の未来を担う若者の育成を志し、職務に励んでこられた教員が自らの命を絶たれたことについて、亡くなられた方に深く哀悼の意を表しますとともに、御遺族に対してお悔やみを申し上げます。

では、最初に、事案に対する認識と再発防止策についてお答えをします。

県教育委員会では、平成二十五年度に発生した郡上特別支援学校における自死事案の反省を踏まえ、長時間勤務の解消やメンタル不調の速やかな把握とその解消など、教職員の働き方改革に懸命に取り組んでまいりました。こうした取組にもかかわらず、本事案が発生したことは大変重く受け止めております。

本事案が発生した後、御遺族の意向を踏まえて開催した岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会からは、

当時の労務管理等に関する調査審議を経て、令和五年三月に改善策を提言していただきました。それ以降、この提言を踏まえ、部活動の月間計画の様式を改正し、顧問が部活動に従事する日を可視化することで、負担の偏りの解消に向け取り組みとともに、学校現場における部活動の外部指導者の円滑な確保を促すため、部活動指導員に応募した方のリストを新たに作成し、学校長に示してまいりました。

また、ストレスチェックにより医師面談を受けた全ての教職員に対し、県教育委員会の保健師がフォローする体制を構築し、高ストレス者へのきめ細かな対応も図っているところです。

こうした環境整備に加え、学校長に対し、出退勤管理システムへの入力時間と部活動実績簿との照合による時間外在校等時間の正確な把握、高ストレス者への校内人事等に係る丁寧な対応などを繰り返し周知し、その徹底を図っているところです。今後も、このような痛ましい事案が二度と発生することがないように、部活動の指導の負担の偏りの解消や、時間外在校等時間の適切な管理など、職場環境の整備や労務管理に一層取り組んでまいります。

次に、当初重大事案として取り扱わなかったことに対する見解と岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会条例の今後の運用について、二点併せてお答えをいたします。

事案が発生した当時を振り返りますと、県教育委員会では、事案の発生直後から公務災害認定請求書の提出に向け、必要な調査を行ってまいりました。一方、亡くなられた教諭は、亡くなられる半年前の令和三年十月、教諭本人の希望により、ストレスチェックの結果を踏まえた精神科医の面接指導を受け、その結果、教諭本人への指導区分は措置不要、就業上の措置に係る意見は通常勤務と判定されました。

この時期は、令和三年度一年間の中で勤務時間外に在校していた時間が最も多かった時期であったため、こ

の精神科医による面接指導の結果を踏まえ、業務に起因する高ストレス状態にあったとは認められず、本事案を重大事態として直ちに岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会には諮問いたしませんでした。しかしながら、今般、御遺族や県教職員組合から遺族が申し入れた後に審議会を招集した対応は不適切であったとの御指摘をいただいたことは、真摯に受け止めております。

このため、県教育委員会としては、今後、万一、自死事案が発生した際には、速やかに審議会に事案を報告し、調査審議の必要性等について意見を伺うこととするなど、対応を見直してまいります。

○議長（松岡正人君） 十二番 中川裕子君。

〔十二番 中川裕子君登壇〕

○十二番（中川裕子君） 教育長、よろしくお願いいたします。

今いただいた答弁の中で、四点、質問を再度させていただきます。

まず初めに、中東情勢の影響を受けた対応策ということで、知事に再度伺います。今お答えになられた対応策というのは、例えば新たなビジネスチャンスに関する研修であったりとか、それから価格転嫁の仕方、リスク対応、設備投資などでしたが、設備投資に至っては資金力があるところしか対応ができません。

また、今言われたことというのは、中長期的な取組としては、それぞれの事業者にとっても重要なことかもしれませんが、私、実際に現場に行ってお話を伺って感じましたのは、やる気もあるし、技術もあるけれども、今仕事がなかったり、また今の仕事を完了できずに収入化できていない。ここがとても深刻で、なのでそういったところに緊急的な何か取組ができないかなということをお聞きしたかったところです。

廃業してしまつては意味がありませんし、つなぎ対策とこうした中長期的な取組と両面での取組が重要では

ないかと思います。その点について、具体的な取組のお考えをお聞かせください。

続きまして、住宅リフォーム支援事業について、都市建設部長に再度伺います。最初に、対象となる業者について、一定の技術を持つ業者にしたということだったんですが、建築業許可というのは五百万円以上の工事を行う場合に必要な許可であって、許可を得ていないことと技術力は違います。ですので、ぜひそのところは御指摘しておきたいと思いますが、その上で、この事業の継続について伺います。

国の補正予算を見極めつつということでしたが、確かに先着順とはいえども、この事業の申請期間は来年の二月十九日まででした。それが申請の当日の朝八時、九時に締め切られるというのは、やはりこれは検討されていた県民にとっても納得がいかないのではないかと思います。それに、当初の目的であるリフォーム市場の活性化が図られるかどうかといったところでも、私は課題があると思います。課題を整理した上で、まずはしっかり予算確保して仕切り直すべきだと思いますが、再度そのお考えについて伺います。

続きまして、公務災害に認定された事案、農政部職員の自死事案について、最後に、知事に第三者による調査の仕組みづくりについて伺います。お答えの中で、百時間を超えることがないように、ゼロという指示を出されたということですが、それ自体はいいんですけれども、そもそもそれによつて過密状況にならないかといったことや、今回の事案についても、どのぐらいの長時間勤務だったか、業務内容はどうだったかという調査に加えて、検証することが大事だと思えます。今言われたにゼロする場合でも、それが組織にとつてどう対応していったら適切な形になるのかという検証が必要です。

私が条例とか仕組みをつくっていたと申し上げたのは、今後十年後とか二十年後、この先ずつとどういった社会環境になっても、そしてトップが替わろうとも変わりなく、職員の職場環境についてはちゃんと

守っていきます。そういう姿勢を示すのが仕組みであつたり、条例であつたりすると思います。将来にわたる姿勢の表れでもあり、ぜひ検討していただきたい。事案に応じて対応ではなく、仕組みをつくるということについて再度伺いたいと思います。

最後に、旧県庁舎の跡地とぎふ結の通りの活用方針について、確認を知事にしたいと思います。先ほどの答弁で、基本構想を踏まえつつとおっしゃいましたが、私はこの基本構想が十年前のもので、これについても再検討したらいいんではないかと思っております。基本構想を踏まえつつ、どういうサービスが必要か検討するということでしたが、そもそもこの県民サービス棟をめぐることは、どんな機能が必要なのかといった議論が後から行われて、なかなかどんな機能を入れるかということが明確にならなかったと記憶しております。それは建物建設ありきだったから、そういう結果になるわけです。これこそ私は箱物行政であり、断ち切るべきだとも思います。

ぜひ、この県民サービス棟ありきではなく、まずはそれを白紙に戻した上で再検討をしていただきたい。この点について確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松岡正人君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 再質問ありがとうございます。三点いただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、中東情勢に係る緊急雇用等の対策についてなんですが、実際、私も緊急雇用対策、商工労働部長で対応したところからすると、今回の状況とリーマンショックとは全く違います。リーマンショックのときはそも

そも仕事がないので、何とかしろということで緊急に雇用をつくったものなんですが、今回は仕事はあるんです。ないのは、資材と価格高騰に対応できる資金繰りということなので、したがって、今回の対応としては、まず緊急に資金繰り対策ができるような融資制度をつくったこと。そしてもう一つは、目詰まりを解消する。逆に言うと、物はあるので、解消した後に今度はだぶついてしまうという問題がありますので、したがって、この二点に集中する形で対策を取ったものでございます。

国に対してもこの問題意識は全く共通しておりますので、恐らくおっしゃるとおり、やる気も技術も仕事もあるんです。だから、それをちゃんと回すような形にすることであって、別の仕事をつくることではないと思っておりますので、ここはしっかりと対応していきたいと思っております。

それから、第三者の機関のことなんですが、実は先ほど議員御自身がおっしゃったように、教育委員会のように第三者機関があってもスタートしなければ意味がないというのは、まさにおっしゃったとおりであります。それからもう一つ、今、百時間ゼロということについては徹底したいというふうに思っておりますが、これは条例をつくったり、仕組みをつくることでは多分実現できないと思います。私自身、国で四百人の部隊を抱えて仕事をさせていただいたときに、仕事の仕方を変えなければいけないと思っています。特に国の場合は、財務省に対する予算要求等で毎晩徹夜をするとてもない状況でありましたけれども、そもそも財務省との関係で、人を連れていかないという方針転換をしまして、一人でやると。その結果、四百名の職員ですが、一人百時間残業が減りました。

ですから、恐らくそのことを条例に書いたとしても、どうやるかはそれぞれの話になりますので、恐らくこれから各部局に対して、まずは百時間超えそうな段階でチェックをするということ、それぞれ仕事の内容、対

応が違いますので、そこについてはきめ細かく対応した上で、もし共通の決めるべきことがあるのであれば、そこを抽出した上でルール化する必要があると思いますが、まずは各それぞれ部局における仕事の仕方、そのものを見直すと。

今回この議会に関しましても、私になってから議会答弁に対する待機は一切かけておりません。したがって、かなり残業時間については減っていると思いますけれども、そうしたことを条例に書いてみても多分意味がないと思いますので、まずはしっかり対応した上で、その仕様を示す方法、その他を考えていきたいと思っています。

最後に基本構想、これは別に白紙に戻す必要はないかなと思っておりますのは、一応いろんな経緯はあるかもしれませんが、県民の意見を踏まえてつくった構想であります。ただし、今、基本構想をつくるに当たり、県有施設の見直しに当たって、こうしたものも踏まえつつ、もう一度、それを白紙と言うかどうか分かりませんが、県有施設の在り方、状況の変化に基づいて、今、県民の皆様にとつて、そして将来に向けて何が一番いいかというのを検討しているところでございますので、この中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（松岡正人君） 都市建築部長 飯島竜二君。

〔都市建築部長 飯島竜二君登壇〕

○都市建築部長（飯島竜二君） 今、二点再質問をいただきました。

まず一つ目、建設業許可の要件ということでございましたけれども、建設業の許可がなくても適正にリフォーム工事を実施できる事業者が数多くあるということは承知してございます。一方で、県により補助を行う工

事という観点については、一定の品質を確保するべきであり、客観的な指標が必要でございます。そのため、一定の技術力や資格を持つ人材の配置が必要な建設業の許可を持つ県内事業者であるということも要件としてございます。

もう一点、行き届かない、初日で予算をオーバーしてしまったということに対して、予算の確保が必要なのではないかということでございました。県といたしましては、リフォーム工事の実施を後押しすることということで、受付開始より前の四月一日から事前の周知を行って、本補助金を広く利用していただくことに努めました。その上で、工事の補助対象期間については四月一日からとして、できるだけ補助対象期間を長くしたということでございます。

このように制度設計をしているわけですが、五月一日でいっぱいになったということで、四月から準備していた人が対象になったのではないかと、不公平感があるんじゃないかということでございます。いずれにしても、住宅リフォーム工事の需要が高いことを示すものであり、そう受け止めております。

今後は、申請状況を踏まえて課題を整理し、制度設計の検証を行ってまいります。先ほどと繰り返しになりますけれども、今後の事業実施につきましては、国の補正予算の動向を注視しまして、財政面を含めた状況を見極め、検討をしてまいります。

○議長（松岡正人君） 十二番 中川裕子君。

〔十二番 中川裕子君登壇〕

○十二番（中川裕子君） 一点、農政部職員の自死事案についての第三者による調査の仕組みについて、再度知事に伺います。勤務時間を条例に書いてほしいということではなく、そもそも百時間というよりは、時間外労

働の原則上限は四十五時間ですから、やはり重く受け止めていたいただきたいということはあるんですが、この問題は勤務時間の問題だけではないというふうに思います。

なぜ、そもそもここまでの状況になるまで対応できなかったかということや、また本人の問題ではなく、これは業務管理の問題として組織的にどういう背景があったのか、これを検証する第三者の検証の仕組みが必要だと思えますし、これを受けて、ぜひ第三者による調査の仕組みをつくってもらいたい。それが条例になるのか、または仕組みでいいのかは、それはこだわりませんが、必ずやっぱり亡くなったことをもって、やっぱり重大事態ですし、そもそも命に関わるような状況が出た場合は、第三者で調査、検証をしていただきたいというふうに思います。

御遺族の方も、同じように苦しみながら働いている職員が今もどこかにいるのではないかと強く危惧しています。なので、第三者による検証が私は必要だと思いますし、それが御遺族の方、亡くなられた方に応える姿勢ではないかと思えます。そういった点で再度伺います。よろしく願います。

○議長（松岡正人君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 御質問ありがとうございます。やはり何といっても命が失われたということは、重く受け止めなければいけないというふうに思っております。ただ、逆に、それが第三者委員会をつくったから救済されるわけではないというふうに思っています。

特に今回の場合、農政部の方の場合については、まさに県職員、関連する方が直ちに動いたことによって、状況が把握できた。逆に言うと、これは第三者委員会があることによって、第三者委員会がやるんでしようと。

それが先ほどの話のように、動くタイミングが遅ければ、実態の把握についても遅くなることがあると思います。ですから、やはりその場合、何が問題であったのか、自死されたこと自体は非常に重く受け止めなければいけないと思っておりますけれども、私も国のほうで労務管理もやってきましたけど、まさに実にケース・バイ・ケースのところがあります。

ただ、それが今度は御家族の思い、その環境、そしてそれが今回の場合は公務災害認定されましたけれども、本当に公務と関係あるのかということも含めて、極めてそこは難しいところでございます。ですから、職場における第三者委員会があるから、それによつて、そこだけが調査されてしまうようなこと、それによつて重大なことを見落とす可能性も私もたくさん見てまいりました。

なので、やはり残念ながら、これを、はい、つくりますというよりは、命の重さをしっかりと受け止めた上で、組織全体としてしっかりとそれを防ぐような体制、起きた場合にはしっかりと調査をする体制をつくるのが大事だと思っております。

○議長（松岡正人君）　しばらく休憩いたします。

午後零時十六分休憩

午後一時十分再開

○副議長（長屋光征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

+++++

○副議長（長屋光征君） 引き続き一般質問並びに議案に対する質疑を行います。二十四番 広瀬 修君。

〔二十四番 広瀬 修君登壇〕（拍手）

○二十四番（広瀬 修君） 議会最終日、昼から一番ということで気合を入れて頑張っていきたいと思っておりますけれども、今回大きく分けて二項目、地域の魅力発信及び観光客受入れ整備についてと、高齢福祉における措置に対する県の見解についてをお尋ねします。

ちよつと議会の質問に入っちゃたんですけれども、先日あるテレビを見ていたときに、その番組で芸能人の方ですけれども、岐阜のところをちよつと中継されておりました。名前は言えないんですけれども、充電させてもらえませんかという番組で、ぱつとつけたらついていたんですけれども、そこでその出演者の方が、やっぱり岐阜といったらモーニングだよねと言われていたんですね。非常に僕、本当にうれしく思いましたというところなんですけれども、岐阜といったらモーニングという、知事が提唱されているところが大分浸透してきたのかなという気がしております。

ところで、本日は皆さん七月三日ですけれども、何の日か御存じでしょうか。分からないですよね。本日は

ソフトクリームの日だそうです。甘党男子と言われている私ですので、今日はソフトクリームの日ということは非常に縁があるなと思うながら感じているんですけれども、ちなみに六月二十八日はパフェの日だったそうです。

モーニング文化、モーニングにもこうしたソフトクリームをちよつと加えていただくとような、やっぱりソフトクリームって牛乳からできておりますので、そういった部分でも少し加えていただけたらありがたいかなというふうに思います。

そんなことも含めながら、本日、地域の魅力発信ということで、モーニング文化の次の第二弾として考えられないかなということで、二点お尋ねしていきたいというふうに思っております。

一点目は、地方版図柄入りナンバープレートを活用による効果と、導入に向けた検討についてをお伺いさせていただきます。

先日、国土交通省を訪問した際、一階ロビーに、全国各地の地方版図柄入りナンバープレートが展示されているコーナーがありました。そこには、それぞれの地域の特徴や魅力を表現したデザイン性豊かなナンバープレートが数多く並んでいて、地域の個性を発信する有効な手段であることを改めて実感しました。

また、その展示を見ていて気づいたことがあります。それは、岐阜県の図柄入りナンバープレートが展示されていなかったことです。調べてみると、現在、全国では七十八地域で地方版図柄入りナンバープレートが導入されている一方で、岐阜県では導入されていません。

岐阜県には、世界遺産白川郷をはじめ、飛騨の豊かな自然、美濃の伝統文化、清流長良川など全国に誇る観光資源があります。しかし、その魅力を全国に発信するツールとして活用できる地方版図柄入りナンバープレ

ートについては、まだ取組が進んでいない状況です。

私は、この図柄入りナンバープレートは単なる車両番号の表示ではなく、走る広告塔であると考えています。県民が県外へ出かければ、そのナンバープレートが全国各地で岐阜県の魅力を発信することになります。また、魅力的なデザインであれば、県民自身が郷土に誇りや愛着を持つきっかけにもなります。

さらに近年は、地域ブランディングやシビックプライドの醸成が重要視されています。図柄入りナンバープレートは比較的低コストで継続的な情報発信が可能であり、観光振興や地域活性化の観点からも大きな可能性を秘めていると考えます。

まずは県が主体的に検討を進め、市町村や観光団体、経済界などと連携しながら、岐阜県ならではの魅力を発信する仕組みづくりを進めたらどうかと考えます。

そこで、総合企画部長にお尋ねします。地方版図柄入りナンバープレートについて、県は、地域の魅力発信や観光振興、県民の郷土愛醸成にどのような効果があると考えていますか。また、県として導入に向けて検討を進めていき、市町村へも働きかけていくべきと考えますが、御所見をお伺いします。

この質問に至った経緯というのは、何年か前に三十代の若い私の友人が、このことを話してきました。そのときは本当にびんと何もきていなかったんですけれども、今回国土交通省にお伺いしたときに、ああ、これなんだと、このことなんだということが分かり、質問に至っております。

次に、二点目、観光客の目線に立った案内標識の維持管理についてお尋ねをします。

この点については、常任委員会で何年か前に尾藤県議が御指摘をされたということもお聞きしております。私は日頃、自動車で県内各地を移動していますが、行き先を案内する大型の道路標識の中には、経年劣化に

より文字が薄くなっていたり、汚れや退色によって見えにくくなっていたりするものが散見されます。場合によっては運転中に判読が難しく、進路判断に支障を来すのではないかと感じることもあります。

近年は、カーナビゲーションシステムやスマートフォン地図アプリケーションが普及し、目的地まで容易に移動できる環境が整ってきました。しかしながら、案内標識の役割がなくなったわけではありません。むしろ、初めてその地域を訪れる観光客や、近年増加している外国人観光客がレンタカーを利用して移動するケースを考えると、案内標識は安全で円滑な移動を支える重要なインフラです。

特に、岐阜県は広域に観光資源が点在していて、高速道路や主要幹線道路から各観光地へ誘導する機能が極めて重要となっています。案内標識が見えにくいことによる急な車線変更や進路変更は、交通事故のリスクを高める可能性もあります。

また、案内標識は管理者が国・県・市町村に分かれているものの、利用者目線で見れば管理者の違いは関係なく、一体的に分かりやすい案内がなされることが求められています。

観光立県を目指すのであれば、観光施設や宿泊施設の整備だけでなく、目的地までストレスなく移動できる受入れ環境の整備も同様に重要です。

今後は、さらにインバウンド需要の拡大が見込まれている中、利用者の立場に立った道路案内環境の充実を図るためには、標識の定期的な点検や更新に加え、国や市町村との連携強化も必要であると考えます。

そこで、県土整備部長にお尋ねします。県外からの観光客を含む道路利用者が安全・安心に目的地まで移動するため、道路標識による適切な案内が重要であり、国・県・市町村が案内標識の維持管理に連携して取り組むべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

以上、分割の一回目を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（長屋光征君） 総合企画部長 兼松伸和君。

〔総合企画部長 兼松伸和君登壇〕

○総合企画部長（兼松伸和君） 地方版図柄ナンバープレートの活用による効果と導入に向けた検討について、お答えします。

図柄入りナンバープレートの導入は、県のイメージアップという魅力発信や県内外での走る広告塔としての効果、そして利用者の寄附金を地域の観光振興などに活用できるメリットがあると考えます。さらに、魅力的なデザインを通じて県民の郷土愛の醸成にも資することから、その意義は十分あり、導入の検討を進めたいと考えます。

この図柄ナンバーを全県で導入するに当たっては、制度上大きく二つの要件がございます。

一つ目は、県内の過半数の市町村の同意を得ること、それから二つ目は、県民の意向を踏まえたデザインにすることでございます。

普及率の高い他県の事例では、デザインに係る県民アンケートや公募など、県民参加の機会を丁寧にかけている傾向がございます。したがいまして、今後導入を検討する当たり、段階を踏んだ手続が必要であると考えています。

最初に、国への意向表明の期限である今年九月末までに、市町村に導入の意義を丁寧に説明し、意向確認を進めてまいります。過半数の市町村の同意を得られれば、その後のデザイン検討を観光団体や経済界とも連携して進めてまいります。

○副議長（長屋光征君） 県土整備部長 藤井忠直君。

〔県土整備部長 藤井忠直君登壇〕

○県土整備部長（藤井忠直君） 観光客の目線に立った案内標識の維持管理についてお答えいたします。

県では、行き先を案内する大型の道路標識を約二千基管理しております。

令和四年度に一斉点検を行った結果、日中及び夜間とも判読できない七十三基につきましては、令和七年度までに標識板の取替えを実施したところです。しかし、県の道路標識点検マニュアルには判読の判定区分がなく、点検者による判断のばらつきが課題と認識しております。

一方で、国では、判読が困難な道路標識の改善を求める意見を受け、昨年度から判読の判定区分を盛り込んだ点検要領案の見直しが進められております。この見直しが終わり次第、県のマニュアルを改定し、道路標識点検を実施してまいります。

加えて、観光客を含む道路利用者が安全・安心かつ円滑に目的地に移動するためには、国道、県道、市町村道によらず、同じ判定区分で点検や修繕を行うことが望ましいと考えております。

こうした観点から、県と市町村が一体的に行う標識修繕などを支援する国の制度の活用も視野に入れ、市町村との連携を検討してまいります。

○副議長（長屋光征君） 二十四番 広瀬 修君。

〔二十四番 広瀬 修君登壇〕

○二十四番（広瀬 修君） それぞれ本当に前向きな御答弁をありがとうございました。

地方版図柄入りナンバープレートですけれども、先ほども部長が答弁されたとおり、たくさんの方にやっぱ

り関わっていただいて、デザインに関わっていただいて、みんなでつくり上げたというものにしていただけたらありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、高齢福祉における措置に対する県の見解について、三点お尋ねをさせていただきます。

まず一点目、養護老人ホームの入所率への見解及び市町村の措置制度への対応力向上に向けた取組について、お尋ねします。

この点については、恩田議員も前回質問をされていますが、進捗の確認も含めて私の観点からお聞きしていきたいというふうに思っております。

養護老人ホームの入所は、市町村による措置決定によって行われます。しかし、現場の関係者からは、市町村によって措置制度に対する理解や認識に差があり、本来措置が必要と思われる方が制度の適用につながっていないのではないかと声を聞いております。

特に、近年は介護保険制度が定着し、高齢者施設イコール介護施設という認識が強まる中で、養護老人ホームが担う社会的養護機能や生活支援機能について、十分理解されていない自治体もあるのではないかと感じています。実際に、県内には、年間を通じて一人も措置を行っていない市町村もあると伺っております。

さらに、全国の養護老人ホームの入所者数を見ますと、定員数に対する入所率では岐阜県は全国でも下位に位置しており、都道府県別では六番目に低い水準となっています。

もちろん、この数字だけをもって直ちに問題があるとは言えません。しかし、高齢者虐待への対応、身寄りのない高齢者の増加、生活困窮や住まいの問題など、高齢者を取り巻く課題が増加している現状を考えますと、全国的に見ても低い入所率の背景については、検証が必要ではないかと考えています。

その要因の一つとして、市町村における措置制度への理解不足や相談体制の差があるのではないかと考えています。実際に、市町村によつて措置制度を担当する相談窓口が明確になつておらず、住民や民生委員、地域包括支援センター等が相談先に迷つてしまうケースもあると伺っています。措置制度は、市町村が適切に運用して初めて機能する制度です。

そこで、健康福祉部長にお尋ねします。県として、この全国でも六番目に低い養護老人ホームの入所率をどのように受け止めているのか。さらに、市町村における措置制度の理解向上や相談窓口の整備など、制度を必要とする方へ確実につなげるために今後どのように取り組んでいくのか、お考えをお聞かせください。

続きまして、二点目、市町村ごとに異なる養護老人ホームの施設運営費（措置費）の基準単価の適正化に係る県の取組についてお尋ねします。

近年、最低賃金の上昇や物価高騰、エネルギー価格の高騰などにより、養護老人ホームの運営環境は大変厳しさを増しています。施設では、人材確保や処遇改善、建物の維持管理などに多額の費用を要しており、措置費の適正な設定は施設運営そのものに直結する重要な課題です。

一方で、養護老人ホームの運営主体は、市町村直営、指定管理者制度による運営、社会福祉法人による運営など様々な形態があり、市町村によつて措置費の考え方や基準単価に差が生じているのではないかと指摘があります。

私は、本来、こうした差はできる限り解消されるべきだと考えています。県民がどの市町村に住んでいても同じように必要な支援を受けられることが行政の公平性の観点から極めて重要だからです。また、措置制度については、市町村の中に措置者が増えると財政負担が増えるという意識があるとの声もお聞きしています。

しかしながら、措置費については地方交付税措置が講じられており、本来は市町村が財政負担を理由として措置をためらうべき制度ではありません。むしろ、本当に支援を必要とする高齢者がいるのであるならば、ちゅうちよなく措置につなげることが自治体の責務であると考えています。

厚生労働省が令和七年一月十五日、養護老人ホーム・軽費老人ホーム地方自治体担当者説明会において、その中で、総務省の調整課長さんが挨拶の中で、養護の措置額の交付税算定について措置控えの指摘があったが、現在の交付税の算定は、各自自治体において、実際に何人を措置したか、被措置者数に応じた算定となっている。このため、措置が少なければ交付税額は減り、措置が多ければその分の交付税額は増える。財政上の仕組みとして措置控えにはつながらない。基準財政需要額に算入された交付税算定額には、利用者負担は控除されている。そのため、交付税算定額と徴収負担額の合計が市町村の措置額となる。この点、地方の財政担当者が交付税算定額のみを措置額とすると勘違いしている報告がある。勘違いしないようにお願いしたいというふうに挨拶の中で発言をされております。

市町村ごとに運用や基準単価の考え方が異なる現状を放置するのではなく、広域行政を担う県がリーダーシップを執り、一定の方向性を示し、市町村間の整合性を図っていく必要があるのではないだろうか。特に物価高騰や人件費上昇が続く中にあつては、養護老人ホームが安定した運営を継続できるよう、県として実態を把握し、必要に応じて標準的な基準単価の考え方を示すなど、より積極的な役割を果たすべきであると考えます。

そこで、健康福祉部長にお尋ねします。県は、現在の市町村ごとの措置費単価や運営実態についてどのような認識しているのか。また、措置者の増加によって過度な財政負担が生じる制度ではないことを踏まえ、市町

村が安心して措置制度を活用できる環境づくりや基準単価の適正化、統一的な考え方提示について、県がリーダーシップを執って今後どのように取り組んでいく考えなのか、お尋ねをいたします。

最後に、三点目、盲養護老人ホームの位置づけと活用方針及び措置判断における視覚障がい的重要性についてをお尋ねさせていただきます。

現在、県内には視覚障がい者を対象とした盲養護老人ホームがあります。その入所者の状況を見ると、県外からの入所者が約半数を占めていると伺っています。これは、県内唯一の施設でありながら、県外ではその必要性や専門性が認識されている一方で、県内では十分に活用されていない可能性を示しているのではないのでしょうか。

視覚障がいのある高齢者は、加齢に伴う身体機能の低下も重なるため、多くの場合、介護認定を受けることになります。その結果、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、あるいは一般の養護老人ホームなどへ入所するケースが少なくありません。しかし、視覚障がい者の生活実態を考えますと、単に介護サービスが受けられればよいというものではありません。

視覚障がい者は、周囲の状況を把握するために手で触れたり、空間を確認したりという行為をします。当然ながら悪意はありませんが、その過程ではかの入所者に触れてしまったり、周囲との距離感が分からず迷惑をかけてしまうのではないかと気にしてしまうことがあるということもお聞きしております。その結果周囲に迷惑をかけたくない、トラブルになりたくないと考え、自分の部屋に閉じ籠もりがちになり、施設の中で孤立してしまうケースもあると伺っています。

一方で、県内唯一の盲養護老人ホームに入所した方の中には、それまで一般施設で消極的な生活を送ってい

ましたが、入所後には、同じ境遇の仲間との交流や、専門的な支援を受けることで生き生きと活動できるようになったという話もお聞きしています。

私は、この事例こそが盲養護老人ホームの存在意義を示しているのではないかと考えています。

視覚障がい者にとつて必要なのは単なる介護ではなく、視覚障がいへの理解を前提とした生活環境や専門的な支援体制であり、それによつて初めてその人らしい生活が実現できるのではないのでしょうか。

また、全国では、例えば名古屋市のように視覚障がいを理由とした生活上の困難を、措置判断の重要な要素として位置づけている自治体もあります。

高齢化の進展に伴い、今後、視覚障がいを抱える高齢者の増加も予想されます。県内唯一の盲養護老人ホームは単なる福祉施設ではなく、視覚障がい高齢者の尊厳ある生活を支える専門施設として、極めて重要な社会資源であると考えます。

そこで、健康福祉部長にお尋ねします。県は、県内唯一の盲養護老人ホームを社会資源としてどのような位置づけとして考えているのか。

また、視覚障がい高齢者が一般施設で孤立した生活を送るのではなく、その特性に応じた環境で安心して暮らせるよう、視覚障がいを措置判断の対象として積極的に位置づけることや、市町村への周知啓発をどのように取り組んでいくのか。

さらに、この貴重な専門施設を県外入所者のためだけではなく、県全体の福祉資源としてどのように活用していくのか、お考えをお聞かせください。

今回の質問では養護老人ホームについて取り上げましたが、軽費老人ホームやケアハウスも同じ状況だとい

うことをお伺いしております。改めて、介護保険法だけでなく、老人保健法も勉強すべきではないかとも感じています。なぜならば、市町村による制度理解の差や運用の差によって、本来支援を必要とする方が取り残されることがあつてはならないからです。

また、県内唯一の盲養護老人ホームを含め、既存の社会資源を最大限活用しながら、誰もが安心して暮らせる岐阜県を実現していくための前向きな御答弁を期待し、私の質問を終わらせていただきます。御清聴いただき、誠にありがとうございます。

(拍 手)

○副議長（長屋光征君） 健康福祉部長 中西浩之君。

〔健康福祉部長 中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君） 高齢福祉における措置に対する県の見解について、三点お尋ねがございました。まず、養護老人ホームの入所率への見解及び市町村の措置制度への対応力向上に向けた取組について、お答え申し上げます。

養護老人ホームは、地域共生社会を実現し、高齢者を地域で支えるために必要不可欠な福祉サービスの一つであります。

また、市町村は、当事者の生活環境や経済的な事情を踏まえ、多様な福祉サービスの中から、その人に応じた最善のサービスを選択することが極めて重要であります。

県では、これまでも市町村に対しまして、適切な入所措置の判断を行うよう働きかけてまいりました。しかしながら、依然として入所率が低いということにつきましては、その背景に何らかの要因があるのではないか

と受け止めております。このため、こうした要因分析のための詳細な実態調査を行うとともに、市町村との意見交換を八月末までに実施いたします。

その上で、これらの検証により明らかになりました要因を踏まえ、市町村向けの研修会を開催いたします。加えて、民生委員などの見守り人材への周知を徹底し、潜在的な対象者が確実に市町村の窓口につながり、適切な入所措置が行われるよう働きかけてまいります。

次に、市町村ごとの異なる養護老人ホームの措置費の単価の適正化に係る県の取組について、お答え申し上げます。

養護老人ホームの措置費につきましては、地方交付税措置が講じられている中、各市町村において適切に単価が設定され、運用されることが必要であると考えております。

しかしながら、一部の市町村においては、例えば介護保険制度における処遇改善と同様のタイミングで求められる措置費の見直しが行われていない実態があり、そうした状況が施設の運営に影響を与えている可能性もあると認識しております。

このため、先ほど申し上げました実態調査におきまして、措置費単価の現状を把握し、必要な見直しが行われていないケースや、他と比べて著しく低額である場合には、個別に意見交換の場を設けてその理由や課題の検証に努めてまいります。

その上で、積極的な見直しを行った事例を横展開するなど、市町村が適切に単価を設定できるよう支援してまいります。

次に、盲養護老人ホームの位置づけと活用方針及び措置判断における視覚障がい的重要性につきましてお答

え申し上げます。

本県唯一の盲養護老人ホームは、経済面や環境面において、居宅での生活が困難な視覚障がいのある高齢者にとつて、重要な社会資源の一つであると認識しております。

開設から五年が経過した今年度、改めてその社会的価値を広く御認識いただくとともに、その対象となる方々に御活用いただくことが極めて重要であると考えております。

このため、市町村が参加する研修会におきまして、再度施設の周知を行うとともに、視覚障がいのある方々の心身の状況、その置かれた環境、経済的理由などを総合的に勘案し、適切な措置の判断を行うよう働きかけてまいります。

また、本県の視覚障がい者団体との情報交換を改めて実施し、御意見を伺いますとともに、団体の有するネットワークを活用した積極的な施設紹介等を依頼いたします。

こうした取組により、市町村と潜在的に対象となる方々の双方に一層の理解を深めていただくことで、支援を要する方々が盲養護老人ホームへの入所につながりやすい環境を整えてまいります。

○副議長（長屋光征君） 二十四番 広瀬 修君。

〔二十四番 広瀬 修君登壇〕

○二十四番（広瀬 修君） 御答弁ありがとうございます。

まず、二点目の措置費の単価についてですけれども、力強いお言葉をいただきましたが、やっぱり措置というのは市町村が判断していくところで、市町村の権限が強いところとはよく分かりますけれども、やっぱり先ほども言っています県がリーダーシップを執って、その差をどれだけ埋められるかということ

がやっぱり必要かと思いますので、それについて、もう一度リーダーシップをしつかり執っていくかどうかというところのお答えだけをよろしくお願いいたします。

もう一つ、三点目ですけれども、盲養護老人ホームについてということで、私は、例えばという形で、名古屋市が視覚障がいを持った方については、もう即措置の対象となりますよという制度になっていますというところでしたけれども、今そのところで部長の御答弁を聞く限り、そのところがちよつと分かりにくかったですので、そのところを一点だけ、どういうふうにやっていくのかということをお尋ねさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（長屋光征君） 広瀬 修君に申し上げます。

答弁を求める者を明確に願います。

○二十四番（広瀬 修君） 二点とも健康福祉部長によりしくお願いいたします。失礼いたしました。

○副議長（長屋光征君） 健康福祉部長 中西浩之君。

〔健康福祉部長 中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君） 議員から二点追加の御質問がありました。

まず一点目、リーダーシップの件でございます。

県の役割といたしましては、国からも市町村に対して必要な援助等を行うというふうなところが定められております。したがいまして、こういった措置費に関することでありますとか、措置のそういった考え方というふうなところも、しつかりそういった技術的なアドバイス、支援というふうなところはしっかりと努めてまいりたいというふうに考えております。

二点目の盲養護老人ホームの件でございます。

こちらの名古屋市の入所基準というふうなところのお話があったというふうに思っております。

県といたしましては、他県の自治体への入所基準についての所感というようなところを申し上げるのは、なかなか立场上難しいことではございますが、やはりいずれにいたしましても、県といたしまして、老人福祉法や国の指針の趣旨を踏まえて、必要な方がしっかりと適切に措置につながるよう、必要な支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（長屋光征君） 十七番 小川祐輝君。

〔十七番 小川祐輝君登壇〕（拍手）

○十七番（小川祐輝君） 議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、順次質問をしてまいりたいと思います。

今回の私の一般質問は、三項目、五点について質問させていただきますが、全て教育に関する質問でございます。

今回の議会でも教育長から熱量の高い答弁がありました。私も教育といえば岐阜県と言われるような、そんな県に向けて一般質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まずは、外部の専門人材を活用した県立高校のブランディング・広報戦略について教育長にお伺いします。本年から高等学校教育無償化がスタートし、県内でも入学者数の推移を見ると、私立高校を選択する生徒が増えました。私立高校としては選んでもらえるチャンスが広がったので、当然、コンサル等の専門人材を活用しながら、高校の特色を出す魅力的な新たなカリキュラム、SNS等の魅力的な発信など、ブランディングや

広報を戦略的に行っています。

一方で、県立高校においては、地域のトップの進学校や地域に唯一の通学可能な高校、商業高校や工業高校など、設立目的が明確な高校など明らかに差別化できている高校もありますが、外部から見ると特色があまりはつきりせず、広報についてもなかなか手がつけられていないような差別化しづらい高校もあり、戦略的に行っているとは言えない状況があります。

確かに外部から見ても分からなくても、実際に高校に触れると魅力的な県立高校だと感じます。しかし、高校を選ぶ中学生や、その保護者や地域の方から見ても魅力が伝わらず、選ばれなかったり応援されなかったりというのは、せつかくのその学校の魅力があるのにとってももったいないと感じます。

私は、このような県立高校こそ、てこ入れし、ブランディングや広報戦略を行っていくべきではないかと考えております。

私の地元の瑞浪高校は、今の時代に求められている探究学習をいち早く取り入れ、地域の経営者やNPO団体などと深く連携し、魅力を高めています。また、生活デザイン科では、生徒が一人でドレスなどを作り上げ、自らモデルとなりファッションショーを開くなど、自らの興味や得意分野を生かせる魅力的な高校です。

一方で、私もオブザーブ参加させていただいていますが、学校運営協議会では、しっかりと関わると魅力的だと分かる高校だからこそ、特色をはつきり出して、それが外部にも分かるように発信していくべきという意見が、ここ数年毎年のようにあります。また、先生方からも高校の特色化や広報に関する課題感や危機感が伝わりますし、取り組みまなければならないという思いを持っていることもよく分かります。

このような高校特色化や広報がなかなか進まないのは、構造的な課題があるからだと考えています。

一点目は、先生方が多忙であることです。授業を行うこと、担任をするクラスの生徒とのコミュニケーションや指導を行うこと、それに加え、校務として地域の方との連携や学校の運営に携わるなど、仕事の量が多く、幅が広いことではないかと考えています。教職員の働き方改革も進めている中で、なるべく本来の仕事に注力できる体制をつくる必要があると考えます。

二点目は、内部で学校の質を高めることと、外部から見て魅力的であることは別であるということです。先生方は、生徒にとってよりよい学校となるように取り組まれていると思います。一方で、その取組の積み重ねが外部から見ても必ずしも魅力的であるとは限らないため、内部と外部の評価を一致させていく必要があります。そのためには、外部的な視点を持つて魅力的な特色とする必要があると考えます。

三点目は、公立高校としての全体的なルールづくりと各高校のルールづくりの権限の違いです。例えばSNS発信でいうと、私立高校は権限と責任が分かりやすく、積極的な発信を行っています。一方で、公立高校という特性上指摘されることはとても多いと考えられるので、担当の先生方の責任も問われることとなり、なかなか発信も進まないのではないのでしょうか。

こういった課題がある中で、先生方や専門的ではない事務職員の皆さんに任せるのではなく、外部人材を使い、県立高校のブランディングや広報戦略に取り組むべきであると考えています。

このように、専門性のある外部人材と内部の魅力を知る先生方が協力をし、その学校ならではの独自の価値や魅力を明確にし、中学生や保護者、そして地域から選ばれる学校、応援される学校になるためのブランディング戦略や広報戦略が必要不可欠であることから、専門性の観点も踏まえ、教員の自前対応に依存せず、外部専門人材の活用を含めた県立高校のブランディング・広報戦略に取り組むべきと考えますが、県の見解を伺い

ます。

次に、二点目として、教育における主体性ある学びの実装に向けた取組について、教育長に伺いたいと思います。

教育には、時代が変わろうとも守るべき普遍的な教育と、時代に合わせて変化すべき教育があると考えています。道徳心や他者を思いやる心など、人間としての根幹を育む普遍的な教育が重要であることは言うまでもありませんが、後者の時代に合わせて変化すべき教育について、今まさに主体性ある学びの実装が急務であると考え、質問をさせていただきます。

かつての日本の教育は、人口が増加し、社会全体が一丸となって同じ方向を向いて発展していく時代背景に支えられていました。そこでは一定の知識を正確に記憶し、与えられた課題に対して素早く一つの正しい正解にたどり着く力や、集団としての均質性が強く求められ、教育もまたその要請に応えることで我が国の成長を支えてきました。

しかし、現在、我々を取り巻く環境は根底から覆りつつあります。少子高齢化という人口動態の変化のみならず、テクノロジーの進化は我々の想像をはるかに超えるスピードで進んでいます。

例えば生成AIは、既に東京大学理科三類や京都大学医学部の入試において、合格最高点を超えるレベルの成績をたたき出しています。過去のデータに基づく論理的な最適解や、既に存在する正しい正解を素早く導き出す作業は、人間ではなくAIの独壇場となりつつあるのが現状です。

また、物流現場では、ヒューマノイドロボットが人間と同等の速度で仕分作業を行い、二百時間連続して稼働した事例や、従来百人のシステムエンジニアを要したソフトウェア開発が、僅か三人のエンジニアとAIE

ージェントの協働によって代替された事例など、いよいよ人間の雇用の在り方そのものを揺るがすパラダイムシフトが現実味を帯びています。

この急激に変容する社会の中で、今の高校生が社会に出る五年後、六年後、小学生が社会に出る十数年後、そして今生まれた子供たちが社会に出る二十数年後に一体どのような社会が訪れ、人間はどのような価値を社会に提供すべきなのか。その中で、子供たちに対してどのような教育をすべきか考え、実装していかなければなりません。

これからの時代を生き抜く子供たちに求められるのは、もはや正解を速く当てる力ではありません。AIには提示することのできない答えのない問いに対して自ら向き合う力、そして多様なバックグラウンドを持つ人々と協働し、ゼロから新たな答えや価値を生み出していく主体性こそが何よりも重要であると考えています。現在、国の中央教育審議会では、次期学習指導要領の改訂に向けた議論が進められています。

その中間論点整理においては、デジタル技術の発展に伴い、皆と同じことができること以上に独自の発想や視点に価値が置かれるようになっていくこと、そして、これまでの正解主義や同調圧力への偏りから脱却し、学校が民主的かつ公正な社会の基盤として機能する必要性が指摘されています。

その核となるのが、現在の学習指導要領にも掲げられている主体的・対話的で深い学びの確実な実装であり、その方向性は県の目指すべき道と一致するものです。

一方で、次期学習指導要領が改訂されたとしても、それが実際に小学校で行われるのは四年後、中学校では五年後となります。社会が急激に変化している中で国の方針を待つのではなく、県教育行政自らが主体的に考え、子供たちの主体性を育む教育を一刻も早く実装していくべきであると考えています。

今回、教育顧問に就任された山内氏は、異学年による学び合いなどイェナプラン教育のコンセプトを取り入れた先進的な授業改革を実践されてきた方であり、まさに本県が主体性ある教育へとかじを切る強力な推進力になると考えています。

都道府県教育委員会は、市町村立学校の教職員の人事や研修を行う権限を有し、市町村に対して必要な指導・助言・援助を行う役割を担っています。この権限と役割を最大限に生かし、主体性ある教育の実装に向けて、私は以下、二点の視点から市町村教育委員会を支援していくべきだと考えています。

第一の視点は、教職員の役割に対する認識のアップデートと主体性を奪わない指導の徹底についてです。

教師の役割は今後さらに重要になっていきます。生徒に力を付与するという教員の役割は変わりませんが、今までの大きな役割であった知識を与えるというティーチャーから、生徒の隣に立ち、問いを投げかけ、生徒が自ら学びをつくっていきけるようにするコーチに役割の重点を移していくべきだと考えています。分かりやすく例えると、アプリをインストールする役割から、生徒のOSそのものを取り扱うというさらに重要な役割になるのです。

一方で、子供の主体性を奪う教育も現実にあるということも意識しなくてはなりません。例えば、子供が楽しいからもっと先を勉強したいと意欲を示しても、習ったところまでしかやってはいけないと制止したり、習っていない漢字は使ってはいけないという先生がいる声も聞かれました。先生からしたらささいな一言であったかもしれませんが、子供はひたすら先生が言ったことを守り続けます。これを守り続けているうちに、子供からさらに学びたいという主体的な意思を奪ってしまうのです。

このようなことは、子供にとつての権威者である先生や我々親も細心の注意をしていく必要があると思つて

います。そのためにも、生徒の主体性を奪う、やってはいけない指導を明確にし、現場の意識を変革することが不可欠です。

第二の視点は、主体性ある教育を実装するためのモデルケースの構築についてです。

小・中学校の義務教育は市町村教育委員会の所管ですが、激変する社会に対応した新しい教育モデルを財政基盤や専門人員に限りある小規模な市町村が単独で構築することには限界があります。だからこそ、県教育委員会による積極的な指導・助言、そして伴走支援が必要です。

例えば県教育委員会が、現在推進する異学年集団による学び合いを実践したいと手を挙げる市町村教育委員会に対し、予算や人員を重点的に配分し、そこでの実践データや効果を検証した上で、全県展開可能なモデルケースとして確立していく手法は、極めて有効だと考えています。県全体の教育課題に対し、市町村の声を丁寧に酌み取りながら、県がモデルケースを構築、支援していくべきではないでしょうか。

以上を踏まえ、教育長に一括して伺います。次期学習指導要領改訂の大きな方向性として、主体的・対話的で深い学びの実装がうたわれる中、我が県の子供たちの主体性をより一層育むために、モデルケースの構築や、教師や学校の意識改革も含め、県教育委員会として、市町村教育委員会や学校現場をどのように支援していくのか、教育長の所見を伺います。

最後に、教育大綱及び新たな総合戦略における教育等の位置づけについて、知事に三点質問させていただきます。

まずは、教育大綱についてです。

現在、岐阜県の教育大綱は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略と軌を一にすべきものと明記されており、二〇

二四年度に策定され、二〇二八年度までの五年間を期間としています。本年度は見直しの時期が来ているわけではありませんが、新たな総合戦略の策定が進められている以上、それに合わせて現在の教育大綱も新たにすべきであると考えています。

教育大綱は、二〇一四年に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等の制度的な改革がなされたときに義務化されました。

大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、地方公共団体の長が策定するものとしており、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が協議、調整することとなります。

江崎知事は、教育における政策顧問に山内氏を迎えるなど、教育を重要課題として捉えられています。また、その背景には、知事が岐阜県下を回り、歩き見てきた中で、地域住民の意向を把握してきたことから、岐阜県の実行政の基本方針として反映させるべきであると考えます。

江崎知事の教育に関する考え方については、様々な場所で発言されています。特に、総合教育会議では、明治以来変わっていない日本の教育に対する強烈な問題意識や主体的な教育の大切さに加え、自らが官僚時代に携わってきた教育の経験、県内各地を巡った見聞などを語っていますが、こうしたことを経験されている江崎知事だからこそ感じている、これからの社会に必要な子供への力や教育に対しての課題、岐阜県の下さ、障がいのある子供のための特別支援教育など、岐阜県ならではの教育ビジョンを大綱としてつくり上げてほしいと考えています。

もちろん、過去に他自治体の事例に見られたような首長が特定のイデオロギーを押しついたり、過度な競争主義を持ち込んだりするような教育への行き過ぎた政治介入は慎むべきです。しかし、知事が総合教育会議で言及された異学年集団による学び合いや、その真の目的である主体的な学びは、特定のイデオロギーの押しつけなどではなく、むしろこれからの予測困難な時代を生き抜く子供たちにとって必要不可欠なものです。だからこそ、次期教育大綱の柱に据えるべきであると考えます。

知事部局と教育委員会は、ともすれば権限をめぐる二項対立で語られがちですが、私は決して敵対するものではないと考えています。

教育行政のプロフェッショナルである教育委員会と、県下を歩き、県民のリアルな声を集約する知事部局、この両者が総合教育会議という場で真摯に協議し、大綱という一つの方向性を共有して協働することこそが、これからの岐阜県のよりよい教育をつくり上げていくと考え、次期教育大綱についての考えを伺いたいと思います。

次に、新たな総合戦略における教育等の位置づけについてです。

新たな総合戦略の策定については、七月一日に、県政自民クラブの代表質問で国枝県議が質問されました。

答弁では、新たな総合戦略は今後十年間の本県を取り巻く課題を整理し、その解決に向けて向こう五年間の政策の方向性を示すものであり、岐阜県の未来を左右する大変重要な計画であることや、安心の実現とワクワクの創出が岐阜県の新たな総合戦略の目指す姿として示されました。

今回の新たな総合戦略について期待しているのは、議論のポイントとして出された当たり前の見直しという前提や仕組みをゼロベースで見直すものです。

人口減少を仕方ないと言った瞬間、地域が終わってしまう。日本のど真ん中にあり、すばらしいフィールドがある岐阜県に人が集まらないはずはないという知事の言葉には、知らないうちに人は減るのが当たり前であるという認知を持っていた自分にはつと気づかされるとともに、岐阜県に人が集まるためにはどうしたらいいかというように思考や行動が変わってまいります。

知事が就任してから現在までに進めてきた政策の中で、アグリパーク構想では農業の当たり前を、異学年集団による学び合いでは教育の当たり前を、働いてもらい方改革では働き方の当たり前を見直してこられたことは、これまでの認知を転換し、事業を再構築してきたのだと思いますし、新たな総合戦略がこのような視点が入った江崎知事らしい戦略となることを期待しております。

その上で、私は新たな総合戦略に、岐阜県教育や岐阜県ならではの学びや体験を戦略コンセプトの大きな柱の一つとすることが非常に重要ではないかと考えています。

令和七年の岐阜県人口動態統計調査を見ると、社会動態は二十一年ぶりに八百七十四人の増加となりました。内訳を見ると、二十代の女性の転出は相変わらず多いですが、逆に三十代の女性や三十五歳から四十四歳の男性は転入してきていることが分かります。また、子供の数も転入が増えていることから、子育て世代が増えてきていると推測ができます。

知事が、東京のブラックホールに持っていけない魅力をどうこの岐阜の地域につくるかが大切であると言及しているように、岐阜の教育や岐阜県ならではの学びや体験は、子育て世代にとって東京に持っていけないための魅力になり得ると、大切な要素であると考えています。

内閣府のデータによると、二十代から四十代の移住希望者が移住先を選ぶ際に重視する項目の上位に、自然

環境の豊かさや自治体の子育て・教育支援の充実度がランクインします。

例えば長野県佐久穂町にある日本初のイエナプランスクール、これは、ドイツの教育学者が考案した一人一人を尊重しながら主体性と協調性を育むことを実践する学校ですが、これに認定された大日向小学校・中学校は、在籍する生徒の約八割が県外からの移住してきた家族となっており、移住を考える大きな理由が教育となつています。

大切なのは学校教育という意味での岐阜県教育だけではありません。岐阜県のすばらしい食と文化と歴史、自然環境、伝統芸能、観光等、県内各地に岐阜県ならではの学びや体験ができるという意味での教育も大切な要素です。

観光的な視点でいえば、家族旅行は旅行市場で常に大きなセグメントを占めております。

星野リゾートの星野代表が、このセグメントに力を入れていることを言及するとともに、子供が十二歳以下の時期に特殊なニーズが生まれ、旅行パターンを変える傾向があると言及しておりました。子供が十二歳以下の時期に特殊なニーズが生まれるというのは、自分主体の目線から子供主体の目線に移るということです。

子育て世代は様々な調査から分かるように、子供に對しどのような体験をさせたいのか、どのような学びを得てほしいのかという視点で旅行先を選んでいます。都市から近くにある岐阜県ならではの学びや体験は、非常に強い武器になります。

下呂温泉観光協会では、観光による誘客だけでなく、農泊など農村体験や下呂市での学びや体験なども横断して行い、最終的には移住政策として行うことが構想の中にあり、観光だけでなく分野横断的な取組として進められています。

また、ただ体験を用意すればいいというわけではありません。教育的視点を持って事業構築することが、体験の価値や目的の達成度を上げると考えています。例えば瑞浪市にある県有施設であるサイエンスワールドは、ほかの科学館とは違い体験をメインにしている科学館です。展示などは一回見るだけで満足してしまいましたが、何回行っても体験が変わり、探求しなくなるような教育的視点を持つ学びがあるので、圧倒的にリピーターが多く、多くの子育て世代を引きつけています。

また、農業でいえば、アグリパーク構想は気軽に農業を体験し、楽しみながらノウハウを学ぶことができるスタートアップの場を設け、その延長線上で新たな農業参入が期待されています。この政策の肝は、やはり農業体験による知的好奇心を満たし農業に対する探求を深めることであり、この教育的視点が裏で走っているかどうかで目的の達成度が変化すると思いますし、分野は農業ですが、岐阜県ならではの学びや体験であると考えています。

そのほかにも、岐阜県が進めるアウトドア、自然環境、食や文化、歴史、伝統芸能など、横断的に岐阜県ならではの学びや体験ができる場所があり、そこに教育的視点を入れるだけで、子育て世代を引きつける価値や魅力になると考えます。

現在の新たな総合戦略ですが、岐阜県未来戦略会議という推進体制での策定が進められています。

この会議体では、男女九名ずつの十八名の委員がいますが、教育の専門的な視点は非常に大切な役割であるのに知事部局と教育部局は別という認識なのか、教育の専門家という立場での委員がいないというのは課題であると捉えています。

この会議の中で、教育に関する発言では、DXの専門家として委員となっている岐阜県DX推進コンソーシ

アムの松島桂樹理事長の発言で、知識そのものはAIから学べるが、それを自分の力として身につけるには主体的に学ぼうとする学ぶ力が欠かせないと述べられ、DXの専門家という目線で分野を超えて、主体性ある教育の大切さを言及されています。

DXの専門家の目線で教育が大切であるという意見があるように、教育の専門家という視点で新たな総合戦略の他分野に関して横断的に見通せる方がいると、ほかの分野の価値が大きく変わるのではと考えます。

江崎知事は、教育に対して造詣が深く、主体的な学びの重要性に言及されるとともに、そのような学びを育むフィールドが岐阜県には多く存在し、岐阜県ならではの自然環境を活用した教育プログラムを充実させたいという考えも示されています。

新たな総合戦略に、このような岐阜県の教育や岐阜県ならではの学びや体験の視点を入れてこそ、子育て世代に選ばれる地方をつくることの一つの大きな柱になり得るものであり、教育に力を入れている都道府県はどこか、子供に与えられる考え抜かれた学びや体験ができる都道府県はどこかと言われたときに、真っ先に岐阜県が思い浮かぶ県、教育といえば岐阜県になってほしいと考えています。

以上のことから、私は、岐阜県の教育や岐阜県ならではの学びや体験を、新たな総合戦略の横断的なコンセプトの一つとすることを提案したいと思っています。

以上を踏まえ、教育大綱及び新たな総合戦略における教育等の位置づけについて、知事に三点伺います。
まず一点目として、知事の教育や学び・体験に対する考えや思いをお伺いします。

二点目に、知事は県下を歩き、聞き、見てきた中で、これから先の時代を生きる子供にとって主体的な学びの大切さや、今まで行われてきた教育の課題を把握しており、こうした県民の皆様からの意見を踏まえた知事

の考えを教育行政の基本方針である大綱に入れ、示していくべきであるとともに、本年度は総合戦略の策定が進められており、それに合わせ大綱の策定を進めるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

三点目に、子育て世代を含む若者や女性を岐阜県に引きつけるためには、岐阜県の教育や岐阜県ならではの学びや体験を岐阜県の戦略として位置づけ、横断的に取り組んでいくべきであり、それを体现できる場所が岐阜県にはあるということを示していく必要があると思います。総合戦略の中で、岐阜県の教育や岐阜県ならではの学びや体験を戦略コンセプトの大きな柱の一つとすることが、若者や女性に選ばれる地方をつくることの一つになり得ると考えますが、知事の見解を伺いたいと思います。

以上三点、一般質問をさせていただきましたが、我々子育て世代にとって教育というものは非常に大事なものであります。教育といえば岐阜県、岐阜県といえば教育と言われるような県となるよう期待をしまして、一般質問を終えさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（長屋光征君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 御質問ありがとうございます。

まさに教育の改革というのは、知事として実現したいと考えております最も重要なテーマの一つでございます。

その上で、私には、教育大綱及び新たな総合戦略における教育等の位置づけについて、まず私自身の教育や学び・体験に対する考え方について、そして次期教育大綱への反映、さらには新たな総合戦略の柱の一つとす

ることについてお尋ねをいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず教育や学び・体験に関する私の認識でございますが、子供は未来を担う大切な存在であり、教育は国家百年の計として、国の将来を左右する大変重要なものであると認識しております。

しかしながら、少子化が加速する中、不登校となっている児童・生徒の数は全国で三十五万人を超え、さらに長きにわたるいじめの問題や、特別な支援が必要な子供の数が増加傾向にあるといった現実の下、教職員の負担はますます大きくなっているというのが偽らざる事実かなというふうに思っております。

今や教育改革は待ったなしの状況にあり、その見直しに当たっては、まずは子供たちが学ぶことの楽しさを実感するとともに、生きる力を養える環境を整えることが必要であると思われまふ。たくさん県内を見て回りましたけれども、不登校になる子のほとんどは真面目な子です。真面目な子たちが学校に行けなくなっているということに対する我々の対応は、本当に重要だというふうに思っております。

具体的には、明治時代から続きます一律一斉の受け身による授業の体系からの転換が必要と考えます。こうした教育方式は、同学年の子供には同じ能力があるといった暗黙の前提の下に成り立っているものでございませう。この結果、先生が教えるペースで学べる子供が高く評価され、そのペースについていけない子、かつてこれを落ちこぼれという評価をいたしましたけど、今ではもう一つ、そのペースでは物足りなく感じる子、今はこれを吹きこぼれと言われておりますけれども、こうした子供たちにとっては授業に出ること自体が苦痛になっているということを感じております。この結果、勉強嫌いになってしまふ子供が増えていること、これも一つ不登校の要因になっているのではないかとこのように考えております。

他方、多様な子供たちを相手に一斉授業を行うことは、先生にとっても負担が大きく、これまで日本では子

供を能力別に分けて教える方向に進み、多様性を認め、インクルーシブを進める世界の教育とは逆行する結果になっていると考えております。

こうした認識の下、現在、岐阜県では、児童や生徒が互いに学び合う体験を通して、勉強の楽しさやコミュニケーション能力を育む異学年集団による学び合いを進めているところでございます。

先月、私自身、取組を進める学校を視察してまいりましたが、相手に寄り添って教えたり教えてもらったりする姿や、分かるまで諦めずにグループの子と問題に取り組む姿などが見られましたけれども、学年が異なる仲間と共に積極的に学習に向き合う姿がとても印象に残りました。

また、子供は本来教室だけでなく、自然の中での体験を通じ、物事に関心を持ち、友達と衝突したり協力したりする中で、コミュニケーション能力など生きる力を身につけていくものだと考えております。幸い岐阜県には豊かな自然があり、様々な伝統文化に触れる機会も多く、子供たちが様々な魅力に直接触れ、体験できる機会にあふれております。こうした条件を生かして、子供たちが伸び伸びと遊び、好奇心を旺盛にし、豊かな感性を育むための環境を整え、新しい教育の形を実現すべきと考えております。

次に、こうした教育の在り方を教育大綱などへ反映することについてお答えします。

先ほど申し上げました教育に関する問題意識や改善の方向性は、今後策定を予定しております次期教育大綱に位置づけるのは当然のことと考えております。

ただし、教育事務の管理、執行は直接的には教育委員会が担うものであり、中立性を旨とする教育委員会制度の存在に配慮することは重要でございます。このため、こうした取組は、まずは総合教育会議における問題提起をさせていただきましたが、そして教育のあるべき姿について、教育委員会とも議論を重ねた上で進めて

まいりたいと考えております。

また、教育大綱の策定期間でございますけれども、実は法律との関係で制約がございます。

まず教育基本法では、教育の基本的な方針と施策について、政府が教育振興基本計画を定め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、地方公共団体の長は、国の基本計画の内容を地方の教育大綱に参酌、つまり参考にして取り入れなければならないと定められております。このため、次期教育大綱の策定期は、国の次の基本計画の策定期である令和十年度に合わせることに考えており、策定に向けた議論については予定より一年前倒しして、令和九年から進めてまいりたいと考えております。

あわせて、県が進める異学年集団による学び合いについて、その実証を踏まえて、国の政策に盛り込むような機会を捉えて国に働きかけてまいりたいと考えております。

繰り返しになりますが、今、教育に求められることは、子供たちが学ぶことの楽しさを実感するとともに、生きる力を養える環境を整えることです。こうした取組を全国に先駆けて岐阜県が進めていくためには、その意義を県民の皆様に広く理解していただくことが必要だと考えます。

特に、豊かな自然や様々な伝統文化が、子供たちの教育環境としていかに価値があるのかというのを示すとともに、異学年集団による学び合いといった新たな学びの仕組みをつくり、その効果を含めて発信することが新たな岐阜県の魅力につながると思われれます。

岐阜県においてこうした教育を進めるため、教育事務の管理、執行の中立性には十分配慮した上で、現在策定を進めております新たな総合戦略に盛り込んでまいりたいと考えております。

ちなみに、孟母三遷という言葉がありますが、これは孟子、中国の偉人である孟子のお母さんは、孟子を教

育するのに最適の環境を求めて三たび住居を移したということがあります。これは、子供の教育にはいかに環境が大切かということの教えでございますけれども、子育て中の方や、これから子供を産み育てようとする方にとつて、岐阜県の取組をアピールすることは、若者や女性に選ばれる地域につながるものと考えられます。これは、まさに議員御指摘いただいたとおりだと思います。

現在、新たな総合戦略の策定に向けて、県民の皆様の意見をお聞きしているところであります。教育に関する県民の皆様の声を積極的にお伺いしながら、戦略をつくってまいりたいと考えております。

○副議長（長屋光征君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） まず最初に、外部の専門人材を活用した県立高校のブランディング・広報戦略についてお答えをします。

近年、生徒や保護者の情報収集手段が多様化する中、各高校の特色を分かりやすく高校の魅力を的確に伝えていくとともに、より多くの人に届く発信が重要であると考えております。

そうした中、昨今は各高校でもSNSによる発信がここ数年盛んとなり、Instagramをはじめ、現在約六十件の公式アカウントが立ち上がっております。

各学校でこうしたSNSを立ち上げる場合には、県の秘書広報課への報告が必要ですが、こうした手続についても学校には丁寧に説明しているところです。

また、先月から知事部局の広報チームと連携して、県の公式Instagramを活用し、その第一弾として、大垣桜高校食物科の生徒二十人が八十食以上の大量調理をするレストラン実習の様子を配信、また第二弾では、

岐山高校理数科と特色ある学びの様子を順次配信する予定です。この岐山高校は、まさに今日、ちょうど今頃その取材をしております。

議員から学校の負担を御心配いただきましたが、この県公式インスタグラムについては、教育総務課の事務職員が学校に行き、そこで作成しております。

今後は、各学校の強みを効果的に発信できるよう、使用する媒体の見直しに加えて、新たな学校の魅力の掘り起こしと広報のために、学校外の人材の活用について各学校と共に検討をしてまいります。

次に、教育における主体性ある学びの実装に向けた取組についてお答えをいたします。

学習指導要領改訂の方向性として、主体的・対話的で深い学びの実装がうたわれている背景には、授業が子供の主体の学びになっていないことや、主体的な学習を進めるためのICTが十分に有効活用されていないことなどが上げられます。

また、令和七年度全国学力・学習状況調査において、授業では自分で考え自分から取り組んでいるのかという問いに対して、本県では、教師の肯定的回答が九〇%を超える一方で、児童・生徒は八〇%台と十ポイント以上の開きがあります。こうした結果から両者の受け止めに差があることが見られます。このため、教師自身がこの状況をしっかりと認識した上で、主体性を引き出す授業づくりを進めていくことが必要であると考えております。

そうした中、今年度より、全県から自主的に名のりを上げた三十九人の若手教員が、従来の型にとらわれない新しい授業スタイルを研究し、それを県教委と共に一緒にまとめ、全県にモデルとして発信していく予定です。

また、新たな学びの実装に向けて、各地区の教育事務所の指導主事が管内全ての学校を計画的に訪問し、具体的かつ丁寧に指導するとともに、異学年学習と同様、学校現場にとって必要な支援について今後検討をしてまいります。

○副議長（長屋光征君） 十四番 澄川寿之君。

〔十四番 澄川寿之君登壇〕（拍手）

○十四番（澄川寿之君） それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、本日は、三項目を二分割にして質問させていただきたいと思います。

初めに、障がい者雇用の促進についてお尋ねをいたします。

この課題につきましては、過去にも何度も取り上げさせていただいた課題であり、本年、法定雇用率が引き上げられることを機会として改めてお伺いをしたいと思います。

障がい者雇用の促進は、誰もが能力や適性に応じて活躍できる共生社会の実現に向けた重要な課題であります。その根拠となる法律が、障害者の雇用の促進等に関する法律、いわゆる障害者雇用促進法であります。

同法第四十三条では、事業主に対し、障がい者である労働者を一定割合以上雇用する義務を課しており、これを法定雇用率と呼んでおります。また、国や地方公共団体についても、同法第三十八条及び第三十九条において、民間企業以上に率先して障がい者雇用を進める責務が規定をされております。

そして、この本年七月より、法定雇用率が民間企業一・七％、国及び地方公共団体三・〇％、教育委員会二・九％へと引き上げられました。

本県における最新の数値として公表されているのを見ますと、二〇二五年六月一日現在で、在職数と実雇

用率は、知事部局において百六十八・〇人が在職し、実雇用率は三・〇三%、警察本部では二十四・〇人で三・九六%、教育委員会では三百七十・五人で二・三八%となっています。

昨年の数字であり、最新の数字で増減はあるのかと思いますが、本年七月に引き上げられる雇用率に対して、知事部局と警察本部は目標を達成している一方で、教育委員会は雇用人数は多いものの分母が大きいこともあり、目標値に及んでいない状況です。さらなる取組をお願いしたいと思います。

法定雇用率制度は、単なる数値目標ではありません。法定雇用率そのものだけではなく、障がい者の方をどのように一人として算定するかというカウント方法についても、障がい者の就労環境の変化や共生社会の実現に向けた政策の進展に合わせて見直しが重ねられてきました。

当初の制度では、身体障がい者の方のみが法定雇用率制度の対象であり、雇用人数の算定も実人数を基本としていました。

その後、重度の身体障がい者の方については、就労上の配慮や支援がより必要であることから、一九七六年の法改正によりダブルカウント制度が導入され、重度身体障がい者の方一人を二人分として算定することが認められました。これは、企業が重度障がい者の方の雇用に積極的に取り組むためのインセンティブとして位置づけられています。

さらに、一九九八年には、知的障がい者の方が法定雇用率制度の対象となり、身体障がい者の方と同様にカウントされることとなりました。また、重度知的障がい者の方についても一人を二人分として算定する仕組みが導入され、重度障がい者の方の雇用促進が図られてきました。

そして、二〇〇六年には、精神障がい者の方が雇用率制度の算定対象に加えられました。当初は、精神障害

者保健福祉手帳の所持者を実雇用率の算定対象とするにとどまっておりますが、二〇一八年からは法定雇用義務の対象に正式に位置づけられ、身体・知的障がい者と並ぶ制度の柱となっております。精神障がい者の方についても、一定の要件を満たす短時間労働者について特例的なカウント方法が認められています。

また、短時間労働者の取扱いについても変遷が見られます。週三十時間以上の労働者を一人とする原則に対し、週二十時間以上三十時間未満の短時間労働者については、二〇〇六年から〇・五人として算定する制度が導入されました。

さらに、障がい特性に応じた多様な働き方を推進する観点から、二〇二四年四月には重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者の方について、週十時間以上二十時間未満で働く場合でも〇・五人として算定できるよう制度が拡充をされました。

このように、障がい者法定雇用率のカウント方法は単なる人数の把握ではなく、障がいの方の程度や特性、多様な就労形態を踏まえながら段階的に見直されてきました。その背景には、働きたいという障がい者の方一人一人の就労機会を広げ、企業や行政が障がい者雇用を社会的責務として積極的に推進するという理念があります。

今後とも、障がい者の方の就労ニーズの多様化や労働市場の変化を踏まえ、より実態に即した制度へと見直しが進められることが期待されています。

こうした経緯を踏まえすと、障がい者雇用においては、採用後の職場定着やキャリア形成、働きやすい環境整備を進めることが極めて重要であります。

私も、過去の質問では、障がい者雇用の中でも課題が多い知的障がいの方や、精神障がいをお持ちの方の雇

用を積極的に取り組んでいただきたいと要望させていただきました。さらに、法定雇用の対象とならない超時短勤務の取組についても取り上げさせていただいたことがあります。

現在、後に触れます障がい者総合就労支援センター内には、岐阜市超短時間ワーク応援センターが入居し、本年から岐阜市に加え、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町及び北方町の岐阜圏域で広域的に取り組まれると聞いております。

知事も働いてもらい方改革の中で、超時短勤務についても一例として示しておられます。行政においても、障がいのある方もない方も多様な働き方ができるように進んでいくことを期待したいと思っておりますし、行政が主導することで民間にも取組が広がることを期待されると思います。

そこで、知事公室長にお尋ねをいたします。本県における障がい者雇用の取組状況と今後の取組について、お考えをお聞かせください。

あわせて、教育長にお尋ねをいたします。県教育委員会における障がい者雇用の取組状況と今後の取組について、お考えをお聞かせください。

続きまして、岐阜県障がい者総合就労支援センターの取組について伺いをいたします。

岐阜県では、障がいのある人が地域で自立し、能力や適性に応じて働き続けることのできる社会の実現を目指し、二〇二〇年に岐阜県障がい者総合就労支援センターを開設されました。

同センターは、障がい者の就労支援を総合的かつ一体的に推進するための拠点として整備され、県内の障がい者雇用施策の中核的な役割を担っていると理解しております。

先ほども申し上げましたとおり、障害者雇用促進法の改正により、企業における法定雇用率の段階的な引上

げや精神障がい者の方の法定雇用義務化など、障がい者雇用を取り巻く環境は大きく変化をしております。

一方で、岐阜県では、障がい者の方の就労に関する課題として、就労を希望しても適切な支援につながらないこと、就職後の職場定着が難しいこと、企業側に障がい特性の理解や雇用ノウハウが十分に浸透していないこと、福祉、教育、労働など関係機関の連携が必ずしも十分でないことなどが指摘されております。

また、特別支援学校の卒業生や精神障がい者の方の就労ニーズが増加する中で、就職支援、職場定着支援、企業支援を一体的に実施する専門的な拠点の必要性が高まっています。

こうした状況を踏まえ、岐阜県は全国でも先進的な取組として、障がい者の方の一般就労を総合的に支援するための拠点施設として、岐阜県障がい者総合就労支援センターを設立されました。同センターでは、身体的、精神などの障がいがある方の一般就労に向けた相談、職業訓練、就職あっせん、職場定着までをワンストップで支援する県の中核的な施設です。

設立の際にはワンストップサービスの一環として、職業紹介機能が重要である点を訴えさせていただき、県立ハローワークを立ち上げていただきましたことには感謝をしております。

一方で、開設から六年がたち、センター利用者の満足度を上げ、県内における障がい者雇用の促進に寄与できているかなど、チェックしながら取り組むことが重要ではないかと考えております。

例えば昨年度利用された方から、同センターが四つの事業を行っており、個々の受付はあるがセンター全体としての総合窓口が見つけられず、どこに行くか悩んだとお声をいただきました。センターがワンストップサービス拠点をうたうのであれば、こうした点にも配慮が必要であると思います。

また、同センターには定着支援を行う事業として、障がい者就業・生活支援センター、以下、なかぼつと呼

ばせていただきますが、このなかぼつさんは岐阜県内に六か所あり、それぞれの担当エリアが決まっております。センターには、岐阜北エリアを担当するなかぼつさんが入っており、岐阜南部など他地域の方へ寄り添ったサービスに対応できるのかといった疑問も持っております。

ワンストップという言葉を考えて、対応する事業者さんに対しても利用者さんに対しても、より配慮した体制をつくるのが大事ではないかと思っております。

そこで、商工労働部長にお尋ねをいたします。岐阜県障がい者総合就労支援センターのこれまでの取組の評価と、今後の取組についてお考えをお聞かせください。

以上で一回目の質問を終わります。

○副議長（長屋光征君） 知事公室長 松本順志君。

〔知事公室長 松本順志君登壇〕

○知事公室長（松本順志君） 事業主としての県の取組についてお答えさせていただきます。

県では、昨年四月に、第二期障がい者活躍推進計画を策定し、障がい者の就労の機会拡大と定着に取り組んでいます。

まず就労の機会拡大では、本年度より障がい者を対象とした採用試験の受験年齢を二十一歳未満から二十七歳未満に引き上げ、幅広い年齢の方が受験できるよう見直したところです。

また、就労後の対応についても、管理職等を対象に、障がい特性への理解促進と合理的配慮に関する研修を実施するほか、障がいのある職員等で構成する障がい者活躍推進チームで計画のフォローアップを行うとともに、メンバーの意見を反映して、障がいのある方にとって就労に必要で使いやすい備品の購入に反映させるな

ど、定着しやすい職場環境の整備に取り組んでいます。

御指摘のありました超短時間雇用につきましては、現在、一部の会計年度任用職員で実施しているところであります。これを障がいのある方へ拡大することにつきましては、先ほどのチームのメンバーからも意見をお聞きいたしまして、就労可能な所属や、あるいは業務の切り出し方について研究してまいりたいと考えております。

○副議長（長屋光征君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 私からは、県教育委員会における障がい者雇用の取組状況と今後の取組についてお答えをいたします。

県教育委員会における法定雇用率算定の対象は、県教育委員会事務局や県立学校に勤める約六千五百人に、市町村設置の小・中学校に勤める約一万二千人を加えた計一万八千五百人ほどと大変大きな母体となっております。そのうち事務系職員は九・七％で、残りは全て教壇に立つ教員です。

障がい者の占める割合は、教員が〇・五％である一方、事務系職員は一二・六％と高くなっております。

教員の割合を高くすることがなかなか困難な中、仮に教員の割合を現状のままとすると、目標達成のためには事務系職員の割合を一七％まで上げる必要があります。

そうした中、これまで県教育委員会においては、各学校の事務補助を行う校務補助員や、県内各圏域の特別支援学校等に六か所設置した就労支援オフィスのスタッフとして障がい者を雇用するとともに、教員については、障がい者を対象とした採用試験を毎年実施してきております。

今後は、他県の事例も参考にしながら雇用の拡大を目指すとともに、先ほど室長のほうからありました超短時間雇用も含め、特に事務系職員の配置については知事部局と連携を図り、法定雇用率達成に向けてさらに努めてまいります。

○副議長（長屋光征君） 商工労働部長 小島光則君。

〔商工労働部長 小島光則君登壇〕

○商工労働部長（小島光則君） 岐阜県障がい者総合就労支援センターの取組についてお答えします。

県障がい者総合就労支援センターは、就労相談、職業訓練、職業紹介、定着支援の四つの機能を備え、障がい者の特性に応じた就労を支援してきました。

開設以来、企業に対し延べ三千八百件の助言を行い、パソコン操作などの訓練や職場実習を通じて、千四百人以上の就労につなげております。

一方で、利用者・企業双方へのさらなる周知や、ワンストップ拠点としての機能強化が課題であると認識しております。

そこで、新たに障がいのある生徒が在籍する高校への訪問や、就職イベントでの広報活動に取り組みます。加えて、障がい者を雇用していない企業や、法定雇用率の引上げにより雇用義務が生じた企業を積極的に訪問し、センターの活用を促進してまいります。

また、センターの入り口付近に新たに総合窓口を設け、来館者が相談しやすい環境を整備します。

さらに、センター内にあります障がい者就業・生活支援センター、通称なかばつでは、岐阜市南部や他地域の方の相談についても丁寧に取り、県内各地域の適切な相談窓口に引き継ぐなど、障がい者のための就労

支援拠点として役割を果たしてまいります。

○副議長（長屋光征君） 十四番 澄川寿之君。

〔十四番 澄川寿之君登壇〕

○十四番（澄川寿之君） 御答弁ありがとうございます。

続きまして、岐阜県が進めます岐阜圏域のまちづくりについてお伺いをいたします。

本年三月に、県都・岐阜市を中心としたまちづくりについて、県としての一定の方向性を取りまとめたものとして、県都・岐阜市を中心とした岐阜圏域のまちづくりの方向性を公表されました。

ここに、関連するであろう二つの課題について質問をさせていただきます。

初めに、岐阜産業会館の跡地利用についてお尋ねをいたします。昨日も御質問ありましたけれども、今日は私の観点からということで、御理解をいただければというふうに思います。

岐阜産業会館は、岐阜県の産業振興と地域経済の発展を目的として整備された県内有数の展示・イベント施設であり、長年にわたり見本市や展示会、各種会議、文化イベントなどの開催拠点として親しまれてきました。JR岐阜駅や、名鉄岐阜駅からバスでアクセスできる交通便利性の高い場所に位置しております。

岐阜産業会館は、一九七〇年に竣工し、延べ床面積は約一万二千六百平方メートル、七階建ての施設として整備され、館内には約二千八百八十平方メートルの大展示場をはじめ、複数の展示場や会議室、文化ホールなど設置され、年間約二十万人が利用するなど、県内有数のコンベンション施設として機能してきました。具体的には、地場産業の展示会や商談会、企業の製品発表会、就職説明会、各種資格試験、地域イベントなど、幅広い用途で利用されてきたところです。

特に、中小企業や商工団体にとつては、自社製品のPRや販路拡大の場として重要な役割を果たし、岐阜県内の産業振興を支えるインフラとして大きな存在感を有してきました。また、コンサートや文化イベント、プロレスなども開催され、市民にとっては身近な交流・文化活動の拠点としても親しまれてきました。

施設の管理運営については、岐阜県と岐阜市の指定を受けた一般財団法人岐阜産業会館が担い、県と市が連携しながら運営を行ってきました。産業振興と地域活性化を推進するため、行政と民間の協力による施設運営が行われてきた点も特徴の一つです。

しかし、建設から五十年以上が経過し、建物の老朽化が深刻な課題となりました。耐震化など一定の対策は講じられてきたものの、設備更新や大規模改修には多額の費用が必要となり、施設の維持管理コストの増大が問題となっておりました。

また、近年では、展示会やイベントの開催形態が多様化し、より高機能なコンベンション施設への需要が高まる中で、施設の在り方そのものが見直されることとなりました。こうした状況を踏まえ、岐阜産業会館は、二〇二一年三月三十一日をもって展示場及び会議室の貸館を終了し、事実上その役割に一区切りつけることとなりました。岐阜市では、利用者の利便性を確保するため、代替施設の一覧を公表し、各種イベントや展示会の開催場所の確保に努めていると伺っております。

現在、岐阜産業会館の跡地や施設の利活用については、岐阜県と岐阜市による協議が継続されており、新たな地域活性化の拠点として、どのように活用していくかが大きな政策課題となっています。

岐阜産業会館は、半世紀以上にわたり岐阜県の産業と文化を支えてきた歴史的な施設であり、その果たした役割は極めて大きいものがあります。今後は、その歴史と機能を継承しながら、新たな時代のニーズに対応し

た地域振興拠点としての再生が期待されております。

今述べさせていただきましただけで、岐阜産業会館は、特に岐阜市南部の人の流れをつくってきた場所であり、地元の皆様からも今後の跡地の活用に大きな期待を持ってみます。

現在、本県としては岐阜市と共に解体工事を進めており、県の窓口としては元の所管である商工労働政策課が担当されております。

一方で、今後の跡地利用については、従来の商工分野だけではなく、文化・スポーツ、子育てなど限定をせずに幅広い協議をしていくと伺っております。そうした中でも、今後も商工労働政策課が県の窓口を担うという点に疑問を感じております。江崎知事は、岐阜圏域のまちづくりの中で、にぎわいの創出、人流の拡大の重要性をお話しており、県都・岐阜市として議論をかみ合わせながら進めていただきたいと思っております。その中に、岐阜県と岐阜市が共管する岐阜産業会館跡地利用についても、しっかりと組み込んで話を進めていただきたいと考えております。

そこで、知事にお尋ねをいたします。岐阜圏域のまちづくりの中で、産業会館跡地についても取り組んでいただきたいと考えておりますけれども、知事のお考えをお聞かせください。

続きまして、岐阜圏域のまちづくりの五本柱の中には、第五の柱として災害に強く安全で安心なまちが掲げられております。近年の状況を踏まえますと、県民の生命を守る上で大変に重要なポイントです。

大雨による洪水が全国各地で発生し、多くの県民も不安を感じておられます。先日も台風七号、八号による大雨の影響により全国各地で土砂災害等が発生し、貴き人命が失われました。お亡くなりになられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。岐阜県では、大きな被害は出て

いないと聞いておりますが、引き続き防災・減災の取組を進めていただきたいと思います。

本年は、一九七六年九月十二日に発生した九・一二豪雨災害、いわゆる安八豪雨から五十年の節目を迎えます。台風十七号と前線の影響により、岐阜県内では、九月七日から降り続いた雨量が千二百五十ミリに達し、九月十二日の午前十時二十八分頃、現在の安八町大森地先で、長良川右岸の堤防約五十メートルが決壊をしました。濁流は安八町や隣接する墨俣町など広範囲を覆い、約三千五百世帯が浸水するなど大きな被害をもたらしました。

岐阜市では、九・一二豪雨災害から五十年の節目に合わせ、水防訓練の強化、最新技術を活用した市民向け啓発、そして次世代への記憶の継承を軸とした多角的な取組を展開しています。

第五十七回岐阜市水防連合演習が、本年五月二十四日に長良川右岸で実施され、私も参加をさせていただきました。演習は、豪雨と震度六弱の地震が同時に発生する複合災害を想定し、実践的な訓練が行われました。この演習内で、「Remember 九・一二豪雨災害宣言」が読み上げられました。被災世代の元水防団長、現役の水防協会長、そして次世代の代表として地元の岐阜市立三輪中学校の生徒が共に登壇をし、地域の防災力を引き継ぐ決意を新たに宣言され、私も拝聴し、思いを同じくしたところであります。

一方で、近年ではさらに大雨による洪水リスクが高まっています。気象庁のデータによりますと、一時間降水量五十ミリ以上の大雨の発生回数は、約四十年前と比較して約一・五倍に増加をしています。より深刻な一時間八十ミリ以上の猛烈な雨に至っては、約一・八倍に達しています。こうしたことから、全国の市区町村の約九七％が過去十年間に一回以上の水害を経験しており、四九・七％は十回以上の水害に見舞われています。

この要因として指摘をされていますのが、まず気温の上昇です。気温が一度上昇することにより大気中の水蒸気

量が約七％増加するため、一度に降る雨の量が割増しされる現象が起きています。

さらには、二〇一八年の西日本豪雨や二〇一九年の東日本台風のように、発達した積乱雲が列をなす線状降水帯が数日間にわたって停滞し、千ミリを超えるような想定外の総雨量を記録する事例が珍しくなくなりました。

そして、アスファルトで覆われた都市部では、河川の氾濫、外水氾濫だけでなく、下水道の排水能力を超えてまちが浸水する内水氾濫のリスクが急増しております。

そこで、今回は、岐阜市南部における境川流域の洪水対策についてお伺いしたいと思います。

平成二十年、平成二十五年、平成二十六年、令和四年に、岐阜市高田地内において浸水被害が頻発するとともに、令和七年、昨年には岐阜市南部の県庁付近や、私の地元である鶉地域でも道路で冠水被害が、床下浸水等が発生をいたしました。かねてより、地域住民の皆様から対策の要望をいただいているところであります。県としても、少しでも早く地域の安全・安心につながる対策を強化していただきたいと思っております。

そうした中、本年六月一日、境川流域を特定都市河川として岐阜県初の指定をされました。いわゆる流域治水を加速する狙いがあるものと理解をしております。一定規模以上の雨水浸透阻害行為を行う場合、雨水流出の抑制をお願いする一方で、国からの河川工事への支援の強化などが期待できると伺っております。制度の正しい理解と効果が最大限に発揮されるよう、取組をお願いしたいと思っております。

そこで、県土整備部長にお尋ねいたします。岐阜市南部における境川流域の洪水対策について、特定都市河川浸水被害対策法の活用も含め、どのように取り組まれていくか、お考えをお聞かせください。

最後に、義務教育における学びの多様化に応じた県立高校の学びの保障について、教育長にお尋ねをいたし

ます。

近年、小・中学校における多様な学びが広がりを見せています。義務教育における学びの多様化とは、一律の登校やカリキュラムになじめない児童・生徒に対し、個々の状況に応じた柔軟な学習環境を提供する取組です。

近年、小・中学校における不登校児童・生徒数が過去最多を更新し続ける中、従来の学校の枠組みだけでは学びにくさを抱える子供たちの教育機会を確保できなくなっています。

これを受け、本県も含めて国や市町村と連携して、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策ＣＯＣＯＬＯプランに取り組んでおられます。具体的には、岐阜市立草湊中学校のような学びの多様化学校の拡充です。学習指導要領の基準に縛られず、授業時間の削減や体験型授業の新設といった柔軟な教育課程を編成できる学校です。本年四月には、新たに全国で二十五校が開校し、八十四校に拡大しており、将来的に三百校規模に増やす計画が進んでおります。

ほかにも、教室に入ることが難しい生徒のために、学校内に校内教育支援センターを設置する動きが広がっています。自分のペースで自習や相談ができ、不登校の未然防止や段階的な復帰を支えています。

さらには、ＩＣＴを活用した遠隔・自宅学習です。一人一台端末の普及に伴い、自宅や教育支援センターからオンラインで在籍校の授業を受けたり、デジタル教材を活用した学習が出席扱いとなる制度の活用が進んでいます。

そのほかにも、民間フリースクール等との連携なども広がりをを見せています。

義務教育課程でこうした動きが広がる中で、高校進学について御相談をいただきました。お子さんが希望す

る進路の選択肢が少なく、希望する進路に進めなかったということです。結果として私立の通信制高校に進まれたと伺いました。

私立通信制高校・サポート校は、不登校傾向の生徒や自分のペースで学びたい生徒の重要な受皿として急成長しており、全高校生の一割近くが通う規模に達しているそうであります。

こうした中で、私立通信制高校にお子さんが通われる保護者から、教育費負担についてのお声も複数いただいております。具体的には、国が実施する就学支援金と実質負担額のギャップです。二〇二六年度より、高等学校等就学支援金制度の所得制限が完全撤廃され、授業料は実質無償化の方向で動いています。しかしながら、国からの支援でカバーできるのは授業料のみです。施設費、システム利用料、スクーリング・面接指導のための遠征・宿泊費などは全額自己負担となります。

また、サポート校費用の二重負担もあっております。学習塾のような役割を果たすサポート校を併用する場合、高校の費用とは別に年間数十万円の費用が加算をされ、家庭の経済的負担が重くなっているのとこのことです。

こうした状況を踏まえ、本県における県立学校として果たすべき役割を再度考える時期が来ているのではないかと感じています。

岐阜市内の岐阜県立華陽フロンティア高校は通信制と定時制がありますが、通信制の生徒も増加傾向にある一方、定時制の三コースの中には生徒数のばらつきもあり、ニーズの高いコースから漏れてしまっている生徒もいると伺っております。

約九九%の生徒が高等学校に進学し、その後進学、就職をしていきます。子供たちや保護者が自身の進路も

含め幅広い選択ができるよう、教育委員会として早期に示していただきたいと思っています。

そこで、教育長にお尋ねをいたします。義務教育における学びの多様化が進む中、県立学校において一人一人の学習ニーズに応じた学びをどのように保障していくお考えか、お聞かせください。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

(拍 手)

○副議長（長屋光征君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 御質問ありがとうございます。

私には、岐阜圏域のまちづくりに関して、岐阜産業会館の跡地利用についてお尋ねをいただきました。

ただいま議員御指摘いただきましたとおり、岐阜産業会館は、昭和四十五年に県と岐阜市が共同で設置した施設として、長年にわたり岐阜市南部の人の流れを支え、工作機械の展示や住宅商談会、輸入車ショーなど、企業や団体、県民の皆様の様々な催しに活用されてまいりました。

他方、この五十年間で産業会館周辺の景色もさま変わりし、当時広大な土地が広がっていた一帯にはマンションや住宅が立ち並び、周辺には店舗も増加いたしました。産業会館が地域の発展を下支えしてきたあかしとも言えるかと思えます。

その歴史的役割を改めて評価するとともに、地域住民の皆様による跡地利活用への期待も真摯に受け止めているところでございます。私自身、商工労働部長時代に担当しておりました。

ちなみに、現在産業会館は、岐阜市が施工主体となりまして解体工事を進めていただいております、県で

は産業会館が商工分野の施設として設置、管理してきた経緯から、引き続き商工労働部が窓口になっておりますが、岐阜市と連絡を密に取り合いながら、跡地利用の協議も含めて対応しているところでございます。

議員から、商工分野を超えた幅広い分野での協議が必要であるとの御指摘いただきましたが、まさにそのとおりだと思っています。跡地利用の検討に当たりましては、産業に限らず多岐にわたる分野に関わる可能性も含め、関係部局の意見も踏まえながら、幅広く議論しているところでございます。

なお、議員御指摘の岐阜圏域のまちづくりにつきましては、私が知事就任時に掲げました目指すべき十の目標の実現に向けまして、県庁内の関係部局で構成いたします未来のまちづくり検討プロジェクトチームを立ち上げまして、目指すまちづくりの五本柱を設定しております。

さらに、今年三月には、県都・岐阜市を中心とした岐阜圏域のまちづくりの方向性を発表したところであり、岐阜圏域のにぎわい創出を実現していくことは急務であると認識しております。

産業会館跡地の利用を考えるに当たりましては、少子高齢化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化など社会情勢の変化を踏まえるとともに、県民ニーズも変化し、県民サービスを提供する手法も様々な工夫が可能になってきております。

こうした状況を総合的に勘案し、次の五十年を見据え、県の取り組むべき課題と県民が求めるサービスの在り方について、柔軟な発想と広い視野で、特に地元岐阜市さんの意向を十分に尊重しながら、産業会館の跡地利用について検討を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（長屋光征君） 県土整備部長 藤井忠直君。

〔県土整備部長 藤井忠直君登壇〕

○県土整備部長（藤井忠直君）

岐阜市南部における境川流域の洪水対策についてお答えいたします。

市街化が進む境川流域では、河川整備に加え、流域の保水・遊水機能の確保などの治水対策を講じてきました。しかし、今後の水害の激甚化、頻発化に備えるためには、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の強化が急務です。

このため、流域市町の合意を得て、本年六月一日に境川を県内で初めて特定都市河川に指定しました。この指定により、河川整備への国予算の重点措置が可能となり、河道拡幅や洪水をためる調節池等の整備を加速してまいります。

また、雨水流出の抑制を強化するため、現状より流出量を増大させる千平方メートル以上の開発等に流出対策を義務づけるとともに、市町や民間企業が自主的に流出量を低減させる取組には、費用負担が約四分の一となる手厚い補助により促進を図ってまいります。

さらに、河川沿いの低地など貯留機能を有する土地の保全を図る区域や、水害の危険が高い地域の居住を避け、移転を促す区域の指定も視野に入れるなど、県民の安全・安心につながる流域治水の取組を強力に推進してまいります。

○副議長（長屋光征君）

教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君）

義務教育における学びの多様化に応じた県立高校の学びの保障について、お答えをします。

この春、県内の中学校を卒業し、通信制高校へ進学した生徒は約千三百人、全体の七・五％であり、引き続

き高い水準で推移しております。

こうした中、県内の県立通信制高校、先ほど御紹介があつた華陽フロンティア高校と飛驒高山高校に設置してあります。そこへの進学者は今春の入試から日程を早めました、約百四十人とどまつております。こうした状況を踏まえると、県立の通信制高校が不登校経験をはじめ、多様な背景を持つ生徒にとって必要な学びを提供できているかどうか、改めて検証が必要であるというふうに考えております。

この課題意識の下、一昨日答弁で申し上げたとおり、本県の高校教育改革を推進する拠点校として、定時制と通信制課程を持つ華陽フロンティア高校を指定したところです。教員だけでなく、心理カウンセラーなど専門人材がいつでも相談に応じる環境を整えるとともに、自己肯定感を高めるワークショップ型の講座を豊富に実施し、生徒の社会的自立に向けた力の育成に取り組んでまいります。

様々な理由で学びに困難さを感じている生徒に対し、ひとしく学びを提供することは公教育を担う県立高校の責務です。拠点校で着実に成果を出し、全日制高校を含めた県内全域に展開をしてまいります。

○副議長（長屋光征君） 十四番 澄川寿之君。

〔十四番 澄川寿之君登壇〕

○十四番（澄川寿之君） すみません、知事に一点だけちよつと確認をさせていただきます。

産業会館について、五十年後を見据えての議論を進めていただくというところで、中身は理解したんですけども、また私が問題意識として申し上げた、現在は商工労働政策課が担っているというところについて、幅広い議論をしていくという必要性というところも御理解いただけたと思うんですが、今、会議体の幹事会に出ておられるのも、たしか商工労働政策課の方が出ておられると思うんですが、今後この体制のままの議論な

のか、もう一步広げた議論をしていただけなのか、ちよつとその辺りお聞かせいただければと思います。

○副議長（長屋光征君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 御質問ありがとうございます。

ただいま県におきましては、県有施設全体を見直す取組をしております。

その中では、以前の答弁でも申し上げましたが、その施設が果たしてきた機能、これが県民にとってどれほど価値があったものか、から始まり、それをもっといい方法で提供する方法がないのか、それが例えば県有施設なのか、それとも民間なのかということを詳細に分析する作業をしております。

産業会館におきまして、このプロセスの中で議論していくことになっていくと思いますし、たまたま今ある窓口が商工労働部でありますけれども、ほかの施設においてもそれぞれ担当が決まっております。ただ、今後やっていく議論の中には、これまでの機能以外のものも含めた議論をしてまいりますので、そのプロセスの中でしっかりと対応していきたいと思っております。

○副議長（長屋光征君） 三十一番 高殿 尚君。

〔三十一番 高殿 尚君登壇〕（拍手）

○三十一番（高殿 尚君） 県議会六月定例会一般質問、三日目最終日、最後の質問を通告に基づき、大きく三項目について質問をさせていただきます。

まずは隣接県のうち、近年知事交代がない県との新たな課題への対応、及び本年知事が交代した隣接県との連携の継続性の確保と広域的な課題への認識・対応について知事にお伺いいたします。

江崎知事が新たに就任され、知事の思いが盛り込まれた当初予算が編成され、令和八年度、新たな一年がスタートしました。前知事からの継続されている事業もあれば、事業手法の見直しが行われたもの、また新たな取組を展開し、推進していく事業もあります。

本県の施策には、県内で完結するものもあれば、隣接県と連携して進めることで初めて効果を発揮する広域的な取組も多く存在します。とりわけ岐阜県は日本の真ん中に位置し、長野県との隣接する地理的特性を有しており、県境を超えた連携は不可欠であると考えます。

これまで本県は、隣接県との協議や連携を積み重ねてきました。昨年、小原前議長と共に東海北陸七県協議会議長会に参加をさせていただきました。県協議会議長会では、東海北陸七県エリアに共通する要望、また隣接県で連携を推し進める要望を提案し、議論を行い、広域的課題として取りまとめ、国へ要望をいたしました。

また、お手元の資料、令和七年度隣接県知事懇談会概要一覧を御覧ください。

お手元の資料のように、昨年度一年間、双方の県ごとに事前に協議テーマを決めて幾つかの協議事項が整理され、協議結果や方向性などがまとめられています。

一方、この一年間に、東海北陸エリアにおいては、福井県、石川県の知事が替わり、新たな課題や協議テーマが生じているものと考えます。また、知事交代により政策の重要分野の認識、対外的調整姿勢が変化し、広域連携の継続性に影響が生じることも懸念されます。

県境地域の課題は行政区域を超えて影響し、県ごとに問題の捉え方、重要課題の優先順位、住民の声の反映度合いなどに差が生じ、連携の継続性の確保が課題となり、難しくなる可能性があるのではないかと考えます。これまで連携して行ってきた広域事業について、どのように再整備し、今後どのように展開していくのかを注

目しております。

古来、県境をまたぐ地域と地域は道路で結ばれ、人や物が行き来し、経済が生まれ、また河川流域では上流から下流に至るまで文化や伝統、風習や風土が育まれ、なりわいを生み出し、地域経済が回ってきました。さらに、県境を超えた観光、山岳観光、山岳環境、山岳救助などのように、広域エリアにおいて部局横断的連携が必要な課題もあります。

岐阜県北部と隣接している県として、まずは知事が替わった福井県。岐阜県揖斐郡揖斐川町と福井県を結ぶ冠山峠道路の開通によって交流人口の増加が期待され、中部縦貫自動車道も令和十年度頃に岐阜県郡上市白鳥町と結ばれる予定であります。関西から北陸經由での観光誘客や、福井県内の城郭と連携した戦国武将観光にもストーリー性のさらなる磨き上げの展開や進展が期待されます。

次に、同様に知事が替わった石川県。石川県と岐阜県を道路で結んでいるものは白山白川郷ホワイトロードに限られており、冬季は閉鎖されるため通年通行は不可能であります。したがって、石川県小松市と岐阜県白川村、その先の飛騨市を結ぶ小松白川連絡道路の早期事業化に向けて両県が連携し、継続して具体化に向けた国への要望が両県で行われています。

さらに、東海北陸道全線四車線化に向けては、広域観光、また能登半島地震を教訓に広域防災道路としての必要性、重要性、緊急性など、高い水準での国要望が必要となると考えます。

次に、中部山岳国立公園、御嶽山国定公園を有する飛騨圏域と隣接する長野県。去る四月、御嶽山は国定公園に指定されました。これまで国定公園への指定に向けて、両県並びに関係自治体が連携してきた成果であり、感謝と御礼を申し上げます。

本年八月十一日には、「山の日」記念全国大会が高山市で開催され、この機運を生かし、両県にまたがる北アルプス、中部山岳国立公園、霊峰白山周辺の活性化や連携を深め、展開していく必要性があります。

最後は、富山県。川の上流の地岐阜県、下流の地富山県。富山県中央部、太平洋に注ぐ岐阜県の本曾川流域、長良川流域とは異なり、日本海に注ぐ宮川は高山市の位山の分水嶺を源流とし、高原川は北アルプスを源流とし、飛騨市で合流する神通川水系の河川においても、流域全体での環境保全が必要であるとも考えます。

富山県西部には高山市荘川町を源流とし、白川村の中心部を流れ、富山県に注ぐ庄川、私もこれまで何度か一般質問をさせていただいた産業廃棄物処理施設建設の件。岐阜県の地元地域をはじめ、富山県からも庄川下流流域地域、さらに流域漁連等、複数団体が連名で岐阜県知事宛てに建設反対の意見書、反対に対する署名活動なども行われています。この案件は、岐阜県は河川の上流、源流の地の責務として、富山県は下流の影響を受ける側として、広域的な課題として協議の場で取り上げるべきであると考えます。

これら県境地域の課題は、道路整備や観光にとどまらず、災害対応や環境問題など、より複雑で広域的なものへと広がっています。

こうした中、広域連携の実効性と持続性をどのように確保していくのが今後の大きな焦点であると考えます。隣県ごとに課題は違い、また共通する広域課題は滋賀県、愛知県についても同様であります。

そこで、知事にお伺いいたします。これまで協議・連携をしてきた知事、知事交代がない県との新たな課題への対応についてどう取り組んでいくのかをお尋ねします。

また、隣県知事交代期において、これまで積み重ねてきた協議・連携の継続性の確保も含め、県境を越えた広域的な課題についてどのように認識し、今後どのように対応していくのかをお尋ねいたします。

次に、「山の日」記念全国大会開催を契機とした山に関する政策展開について、二点お伺いをいたします。十二年前の昨日である七月二日、平成二十六年六月定例会一般質問で、「山の日」について質問をいたしました。

当時の私からの質問内容は、木の国・山の国の岐阜県が山を守る・山を生かす観点。隣県の長野県では世界一の山岳観光地に「信州の山 新世紀元年構想」の下、県庁内に山岳高原観光課を設置したこと。高山市内の小・中学校において、十二校の校歌に岐阜県を代表する乗鞍岳が盛り込まれていること。富山、石川、福井、岐阜の四県にまたがる白山ユネスコエコパーク登録継続に向けて、石川県白山市ほか七市町村の協議会が設立。北陸新幹線の新潟延伸を見据え、白山スノーパーク林道の愛称変更を提案、御承知のとおり、白山スノーパーク林道は、公募を経て白山白川郷ホワイトロードへと名称が変わりました。最後に、岐阜県に訪れる観光客を呼び込む絶好のチャンスであると締めくくりました。

昨年八月十一日には、第九回の「山の日」全国大会が「未来へつむぐ、ふくいの山々」をテーマに、霊峰白山をまたぐ隣県、福井県で開催されました。

その際、次回開催県として出席された江崎知事からは、福井県には山のすばらしさを歌う歌詞があり、岐阜県民の歌にも岐阜は木の国・山の国という歌詞がある。山は人類にとって、その生活を営む上で全てのものを供給してくれた。ただ、我々に恵みを与えてくれるだけではなく、自然の脅威を受け止めてくれる山を我々自身が守っていかなければならないとも述べられました。

さらに、森林率日本一の高知県を例にされ、毎年台風に見舞われながらも山が崩れたという話は聞かず、これは昔から山の手入れをし、山を維持してきたからこそ、多くの災害に強い土地ができたものだと思うとも述べ

べられました。岐阜県は山に感謝する、その思いを行動に移していくとともに、世界の人々に飛驒高山は日本に來た際に訪れる場所、そんな飛驒高山で開催される第十回大会は、世界に向けて山の大切さ、すばらしさ、そして我々が果たす役割を発信する大会にしたいと結ばれました。

そして、本年八月十一日、いよいよ「山の日」記念全国大会が岐阜県高山市において開催されます。

大会のテーマは、「木の国 山の国」の恵みを活かし、未来へつなぐ」であり、「山の日」記念全国大会実行委員会設立趣意書には、日本全体における森林は暮らしに欠かせない。山の日には山に親しみ、恩恵に感謝する日。岐阜県は日本のほぼ中心に位置し、森林率が全国第二位の木の国・山の国。山の恵みによって多様な文化・産業が発展。大会の目的として岐阜の山の魅力・恵みの発信、課題解決に向けた提言、山への感謝を行動に移す契機とするまとめられています。

岐阜県が世界に向けて山の価値を発信する絶好の機会であり、存在価値を示す場であると考えます。

先ほどのお手元の資料を御覧ください。

昨年一年間の近隣知事懇談会の協議事項には、森林資源活用、森林資源循環利用、森林空間活用など森林関係の協議事項は羅列されているものの、情報共有にとどまっています。今後は、県境をまたぐ山岳エリアごとに戦略的な協議を進め、実効性ある連携へと進化させることが求められています。

さらに、県内に目を向ければ、高山市を中心とした北アルプス、乗鞍岳を中心とした中部山岳国立公園、さきに国定公園が指定された御嶽山といった国内有数の山岳資源を有しており、その価値をいかに磨き上げ、持続的に地域振興につなげるかが重要です。

私の令和五年十二月定例会一般質問において、水産省の資料による水産業に関わる全ての業種を総称し「海

業」と呼ぶならば、森林資源を活用した幅広い産業を「山業」として捉える考えを提案してきました。これは林業にとどまらず、健康、観光、教育など、多分野にまたがる新たな地域創生の柱となるものです。

「山の目」記念全国大会の第十回は大きな節目であり、木の国・山の国である岐阜県で開催されることは大変意義のあることです。この機会を一過性のイベントに終わらせることなく、未来につながる政策展開へと進化させることが重要であると考えます。

また、山の価値を世界へ発信するとともに、県内外における連携強化と「山業」という新たな視点による持続可能な地域づくりを推進すべきであると考えます。

そこで、二点お尋ねをいたします。

まずは、知事にお尋ねをいたします。「山の目」の全国大会の開催に当たり、知事として県民の皆様にとどのようなメッセージを発信していきたいと考えているのか、お尋ねいたします。

もう一点、環境エネルギー生活部長にお伺いいたします。今年四月の御嶽山の国定公園指定を受けて、今後どのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

最後に、医師確保に向けた首都圏及び関西圏における取組について、健康福祉部長にお伺いをいたします。産業界全体において、人材不足が顕在化している状況は周知のとおりであります。特に、医療現場では県においてもこれまで様々な人材確保・育成対策が進められていますが、医師確保については取組が進められているものの、十分な成果に結びついていない状況にあります。

厚生労働省の令和六年の資料によりますと、岐阜県の人口十万人当たりの医療施設従事医師数は、全国平均二百六十七・四人に対して岐阜県は二百三十八・九人であり、私の地元である飛騨地域はさらに少なく、二百

五・四人と一層深刻な状況にあります。

加えて、飛驒地域では医師数が減少する一方で、他の医療圏では増加していることから、地域間の偏在も顕著となっております。

こうした状況を踏まえると、減少している圏域に対して従来施策を継続していくことに加え、県外、とりわけ医療人材が集まる東京都、関西圏に目を向けた新たな確保策が必要であると考えます。

令和七年六月定例会一般質問において、松岡県議から、海外の岐阜県人会インターナショナルの皆様の活動に触れ、ふるさと岐阜県を大切に思う気持ちや行動について御紹介があり、ゆかりのある方々とのつながりの生かし方について質問がありました。江崎知事の答弁においても、岐阜県にゆかりのある方々とのネットワーク活用が県政発展に資する旨が述べられています。岐阜県ゆかりのネットワークとして、東京県人会においては、東京県人会はふるさと岐阜県を大切に思う方々の集まりであり、東京県人会会長らも岐阜県のお手伝いができる機会の模索をされている。県人会には広報委員会があり、広報紙が発行されています。

こうしたネットワークの中で、特に首都圏で長年活躍してきた医師に着目し、人的ネットワークや情報発信媒体を活用した人材確保の取組を検討すべきではないかと考えます。

私自身、本年五月に、東京にて飛驒地域医療連携協議会関係者と共に、医師でもある東京県人会前会長や現会長らと意見交換をしました。その中で、医師確保は医局からの派遣に依存する傾向が強く、個別医療機関単独での対応には限界があり、広域的・県全体での対応が必要であるとの指摘がありました。さらに、県人会としても岐阜県のために協力したいとの前向きな意見があり、次のような可能性も示されました。

県人会役員等には、病院、医療現場などで、勤務、勤務経験などがある方も在籍。医療関係者を紹介いただ

くことによつて的確なスカウト活動も可能。定年退職後の医師や潜在的な医療人材の活用。勤務医ならばふるさとに帰郷し、親を介護等されながらも勤務医として勤務することも可能。県内の各市町村の移住等の支援制度もあり活用できる。移住は無理でも二拠点居住で平日は岐阜県、週末は首都圏の滞在も可能。若い世代の勤務医も、情報発信により将来も含めＵターンの可能性を秘めている者もいるかもしれない。

加えて、県出身者同士の信頼あるネットワークは、日常の人材確保政策では得難い大きな強みであります。

また、本年の八月には、東京県人会の夏の講演会において医療関係の講演が予定されており、課題共有と連携強化の貴重な機会であるとも認識しています。

さらに、医師版移住定住促進事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業展開ができませんでした。が、事業の基本的な考え方は、現在述べた方向性と一致するものと考えます。

令和六年度の県の移住・定住に関する実績調査によりますと、従業員・会社員の五百四十五世帯のうち医療関係三十六世帯、また介護・福祉関係が二十二世帯と、移住実績においても医療・福祉分野で一定数が確認され、今後の施策展開により、さらなる拡大の可能性があります。

そこで、健康福祉部長にお伺いをいたします。医療人材確保の一つとして、首都圏、関西圏在住の県出身者への求人情報提供、移住促進、情報収集・発信への協力を推進することによつて、特に医師の潜在人材の確保や移住促進などに対する的確な施策展開をすべきと思いますが、今後どのように取り組んで医師の確保につなげていくのかをお尋ねいたします。

以上三点について、それぞれ明確な御答弁を期待し、私からの質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

(拍手)

○副議長（長屋光征君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 私には、二点の御質問をいただきました。

まず、隣接県との連携における知事が交代していない県との新たな課題への対応、及び知事が交代した県との継続性の確保と広域的な課題への対応についてお答えをいたします。

県政の諸課題に対応する中で、隣接する県同士の連携が重要であることは申し上げるまでもありません。まさに御指摘のとおりだと思います。現在も、広域防災、広域観光、広域道路ネットワークの整備促進など、共通の課題に対しては関係市町村にも相談しつつ、各部局が様々な政策について日々意見交換や連携を重ねているところでございます。

とりわけ知事同士が直接意見交換する知事懇談会は、全国知事会とは異なり隣県同士ならではの共通課題や連携もあり、かつトップ同士の緊密かつ迅速な意思決定ができ、大変重要な機会と捉えております。

私が知事に就任してからも、積極的に隣県知事との懇談会を開催してまいりました。先ほど御指摘もいただきましたけれども、改めて昨年の例を挙げますと、富山、福井、石川の各県と広域道路ネットワークの整備促進に向け、国への共同要望を実施したところでございます。また、長野県とは、御嶽山に設置する登山者向けの標識の統一化や多言語化など安全対策の実施についての合意、そしてそれがスタートしております。滋賀県とは、ドクターヘリの相互応援体制の整備などについて連携を結んだところでございます。

今年度におきましては、現時点で今月中に富山県知事と、そして十月には石川県知事との懇談会を予定して

いるところでございます。

この知事同士の懇談会を行うに当たりましては、相手の知事が新任か否かに関わらず、これまで継続して連携しているテーマについて、その進捗状況を確認しつつ、その深掘りや進化を検討いたします。また、連携して対応すべきと思われる新たな政策課題が生じた場合、懇談会のテーマにするか否かを相談した上で対応を検討してまいります。

こうした事前準備を踏まえまして、昨年と同じ相手であります新田富山県知事との懇談会では、まず前回と同じ道路ネットワークの整備促進、そして森林資源の活用、さらには広域周遊観光の推進、この三テーマを継続しつつ、本年三月に公表しましたバイオコークスの研究成果に関する意見交換や、特に、本年八月に高山市で開催いたします「山の日」記念全国大会への協力依頼など、時節を捉えて新たな課題を盛り込む予定でございます。

一方、相手方の知事が新任の場合は、まずどのような政策を重視しているのか、それが本県と連携できるものかを確認することも重要だと考えております。

例えば、今年三月に就任されました山野石川県知事の場合、中部圏知事会議で直接お会いしたところ、国が設置を進める防災庁の在り方、そして金沢を例としたオーバーツーリズム対策の強化などについて、問題意識をお持ちだということが分かりました。

石川県知事との懇談会テーマの本格的な整理はこれからでございますけれども、今後これまでの連携事業の継続性を踏まえつつも、両県ならではの共通課題や新しい連携について整理し、両県にとって意義あるものにしてまいりたいと考えております。

次に、「山の日」の記念大会開催に向けての県民へのメッセージについてお答えをいたします。

「山の日」全国大会は、岐阜県のアイデンティティーと言うべき山の価値や恩恵を改めて認識し、感謝の思いを行動に移すことで次世代へ引き継ぐ契機となるものだと考えております。

本大会は、これまで山にゆかりのある都道府県の持ち回りで、山のすばらしさを発信するため開催されてきました。今大会におきましても、開催地高山市の槍・穂高連峰、乗鞍岳、白山、四月に国定公園指定を受けた御嶽山など、本県の山や自然の魅力、さらにはこれらを活用したアウトドア観光キャンペーンについて広く発信してまいります。

一方で、節目となります第十回記念の本大会では、県土の約八割を森林が占める木の国・山の国として、これまでにはない山との共生について考える機会にしたいと考えております。

具体的には、多様な動植物の命を育み、木材、水、空気といった資源で生活を支え、その美しい姿で人々の心を潤す、こうした山の持つ潜在的な力や、それを維持するための努力の大切さを、ふだんは山を間近に見ることのない方々を含めた全国の皆様に伝えたいと思っております。

その上で、山が抱える諸課題への対応を提言することで、「『木の国 山の国』の恵みを活かし、未来へつなぐ」をテーマに、山を中心とした地域づくり、林業の再構築、資源としての利活用などを本県からのメッセージとして発信したいと考えております。

そのため、メイン行事の記念式典では、これから山と生きていく世代の林業関係者・従事者、有識者、飛騨地域唯一の林業系学科である飛騨高山高校の生徒らによるトークショーを実施いたします。山の手入れ、木材の生産、森林空間活用など現場の経験を踏まえ、山の魅力、山の未来への展望や希望を発信していただきたい

と考えております。

私からも、成熟した森林資源が十分に活用されていないという問題への対応、木くずなどから製造するカーボンニュートラルな新エネルギーであるバイオークスの普及、山岳観光の振興、アウトドア観光キャンペーンなど県独自の取組を紹介したいと思っております。

加えて、歓迎フェスティバルでは、バーチャルチェンソーやヒノキ丸太切りの体験、著名登山家の講演、岐阜県が誇る自然公園の紹介など、林業の体験を通じて山の魅力を感じていただくこととしております。

最後に、県民の皆様には山について楽しみながら学び、岐阜県の山の魅力を実感し、それを維持管理することの大切さなど、ここでしかない学びや体験ができる機会ですので、ぜひとも御参加いただきたいと考えております。

○副議長（長屋光征君） 環境エネルギー生活部長 田口博史君。

〔環境エネルギー生活部長 田口博史君登壇〕

○環境エネルギー生活部長（田口博史君） 御嶽山の国定公園指定を受けた今後の取組についてお答えします。

県では、御嶽山の価値をさらに高め、多くの観光客を呼び込み、地域振興につなげるよう三点の地域と連携した取組を進めます。

まず第一に、ブランド力の磨き上げを図ります。長野県側と共通で御嶽山の魅力を端的に表現したロゴマーク、キャッチコピー、PR画像を作成し、ポスター、のぼり、横断幕を県、高山市、下呂市、地元観光・宿泊施設で一斉に設置します。また、プロモーション動画を各種SNSで発信するなど、地域、各種団体が統一的な広報を進めます。

第二に、御嶽山へのさらなる誘客を図ります。今年度は既に六月の山開き式に加え、東京、名古屋の山岳イベントで、約二千人の来場者に見どころやモデルコースを紹介しました。今後も八月の「山の日」全国大会をはじめ、横浜や松本の山岳イベントでも御嶽山の魅力を大いにPRし、全国からの誘客につなげてまいります。第三に、登山道やトイレなどの受入れ環境の整備を進めます。国の交付金を最大限活用できるよう、県において本年度中に整備計画を策定し、高山市、下呂市と連携して国へ要望してまいります。

○副議長（長屋光征君） 健康福祉部長 中西浩之君。

〔健康福祉部長 中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君） 医師確保に向けた首都圏及び関西圏における取組について、お尋ねがございました。

県では、全国の医学生や研修医を対象に、一定期間の県内勤務を条件とした修学資金の貸付けや、県内の研修病院の魅力を発信する合同説明会の開催等を行ってまいりました。これらの取組は、県外出身の研修医や専門研修を受ける専攻医の獲得につながっており、一定の成果が出ているものと認識しております。

一方、依然として本県は医師少数県であることから、さらなる取組の強化として、首都圏及び関西圏在住の本県出身医師への働きかけをすることも重要な視点であると考えております。

今後は、東京や関西の岐阜県人会のネットワークを活用し、県の移住・定住施策とも連携して県外からの医師確保策を一層強化いたします。

その一環として、早速、東京岐阜県人会が開催する八月の講演会を好機と捉え、医師確保に関するPR活動やアンケートを実施いたします。さらに、県内医療機関の求人情報や地域医療の魅力を発信する広報媒体やS

NSを効果的に活用しつつ、伴走型支援による個別相談や現地見学などにより、都市部在住医師とのマッチング機会の充実に努めてまいります。

○副議長（長屋光征君） これをもつて、一般質問並びに議案に対する質疑を終結いたします。

+++++

○副議長（長屋光征君） お諮りいたします。ただいま議題となっております各案件は、お手元に配付の議案及び請願付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○副議長（長屋光征君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております各案件は、お手元に配付の議案及び請願付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、審査は七月八日までに終了し、議長に報告願います。

令和八年第三回岐阜県議会定例会議案及び請願付託表

委員会名		付託案件
総務委員会	○	議第七十三号のうち歳入予算補正
	○	議第七十四号
	○	議第七十八号
	○	議第八十号
	○	請願第四十二号及び請願第四十三号
企画経済委員会	○	県議第七号
厚生環境委員会	○	議第七十三号のうち歳出予算補正中厚生環境委員会関係
	○	議第七十五号及び議第七十六号
土木委員会	○	議第七十三号のうち歳出予算補正中土木委員会関係及び債務負担行為補正中土木委員会関係
	○	議第七十七号
	○	議第七十九号
	○	議第八十一号

教育警察委員会

- 議第七十三号のうち債務負担行為補正中教育警察委員会関係
- 議第八十二号から議第八十四号まで



○副議長（長屋光征君） お諮りいたします。委員会開催等のため、明日から七月八日までの五日間、休会とい
たしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（長屋光征君） 御異議なしと認めます。よって、明日から七月八日までの五日間、休会とすることと
決定いたしました。



○副議長（長屋光征君） 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

七月九日は午前十時までに御参集願います。

七月九日の日程は追って配付いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時五十分散会



第四号

七月三日